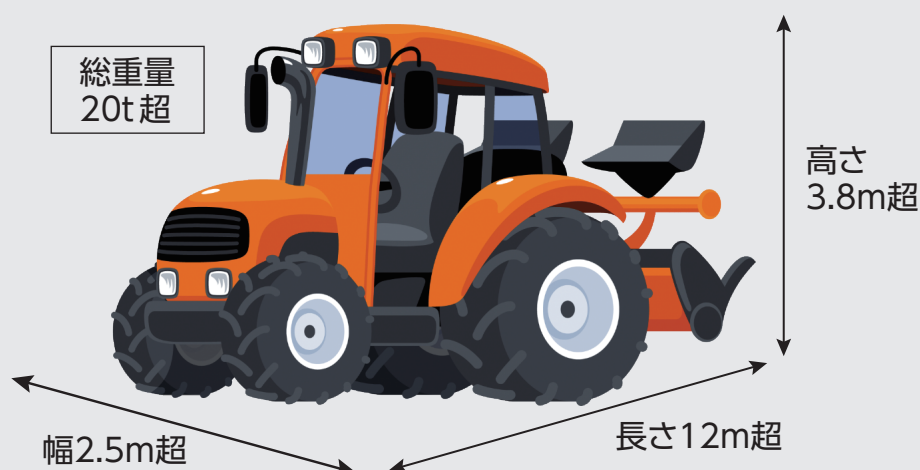


農耕トラクタの 特車申請マニュアル

農作業機を含む車幅が2.5mを超える農耕トラクタが公道を走行するためには、特殊車両通行許可の手続きが必要です！

特殊車両通行許可の手続きが必要になる車両の条件



Q なぜ、特殊車両通行許可の手続きが必要なのか？

A 道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度である「一般的制限値」を定めています。

寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、農耕トラクタについても通行許可が必要です。



国土交通省

農耕トラクタを公道走行させるみなさまへ

みなさまが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型の車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。

しかしながら、農耕トラクタのように車両の構造が特殊な場合は、道路管理者が認めた場合に限り、通行することができます。

この仕組みは、道路法における特殊車両通行許可制度にもとづいており、一定の寸法や重量を超過する車両は、事前に特殊車両通行許可が必要となります。

農耕トラクタを公道走行させるみなさまに、特殊車両通行許可制度を理解し、適正に道路を利用していただくために、特殊車両通行許可申請の要点や近年の制度改正内容についてわかりやすく解説したマニュアルを作成いたしました。

国民の財産である道路を守るためにも、本マニュアルをご一読いただき、また、お手元においてご活用されることを期待しております。



目次

農耕トラクタを公道走行させるみなさまへ	…1
特殊車両通行許可制度関係用語	…4
第1章 制度概要の説明	…6
農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行が可能になりました！	…6
道路法に基づく車両の制限とは	…7
通行許可申請	…10
手数料	…14
通行の許可	…15
通行時の遵守事項	…17
違反車両への対応	…18
橋・トンネル等の制限	…20
その他の通行制限	…20
第2章 農耕トラクタの特殊車両通行許可申請手続の簡素化等	…22
第3章 手書き申請の手順	…24
手書き申請について	…24
手書き申請の申請方法について	…25
申請書の提出・問合せ	…31
第4章 特殊車両オンライン申請システムの手順	…32
オンライン申請システムについて	…32
申請データの作成方法について	…33
申請データの提出方法について	…48
詳しい操作方法について	…51
第5章 オフライン用プログラムを利用した申請の手順	…52
オフライン用プログラムを利用した申請について	…52
必要なプログラムのダウンロード方法	…53
電子申請書作成システムの使用条件と動作環境について	…55
電子申請書作成システムを使用した電子申請書の作成方法	…56
申請書の提出・問合せ	…67
詳しい操作方法について	…67

その他参考情報	…68
（参考）車両諸元一覧及び代表的な組合せの軌跡図	…68
（参考）申請・問合せ窓口	…71
（参考）問合せ窓口（申請書類作成等）	…84
（参考）Q & A（よくあるお問合せ）	…85
（参考）道路交通情報の確認	…86

特殊車両通行許可制度関係用語

【特殊車両】

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両。道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。（道路法第47条の2）

【算定要領】

特殊車両通行許可限度算定要領の略称。

申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。

【車限令】

車両制限令の略称。

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。

【道路情報便覧】

特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。

特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。



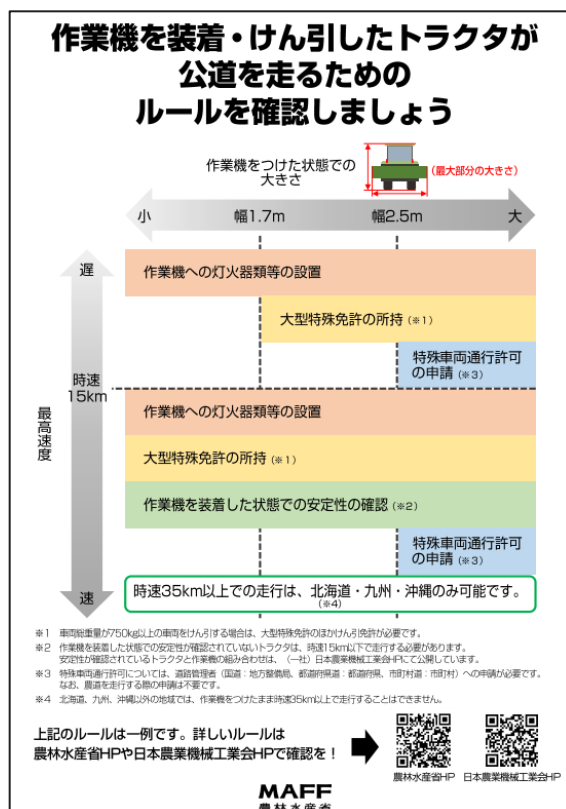
第1章 制度概要の説明

- 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行が可能になりました！

自動車の保安基準緩和により、作業機を装着・けん引した状態のトラクタが、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ、公道走行が可能になりました。公道走行が可能となる「一定の条件」については、農林水産省のホームページを確認してください。

本マニュアルでは、幅が 2.5m を超えている場合などに必要となる、特殊車両通行許可について解説いたします。

参考) 農林水産省の周知用のパンフレット



URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html



□ 道路法に基づく車両の制限とは

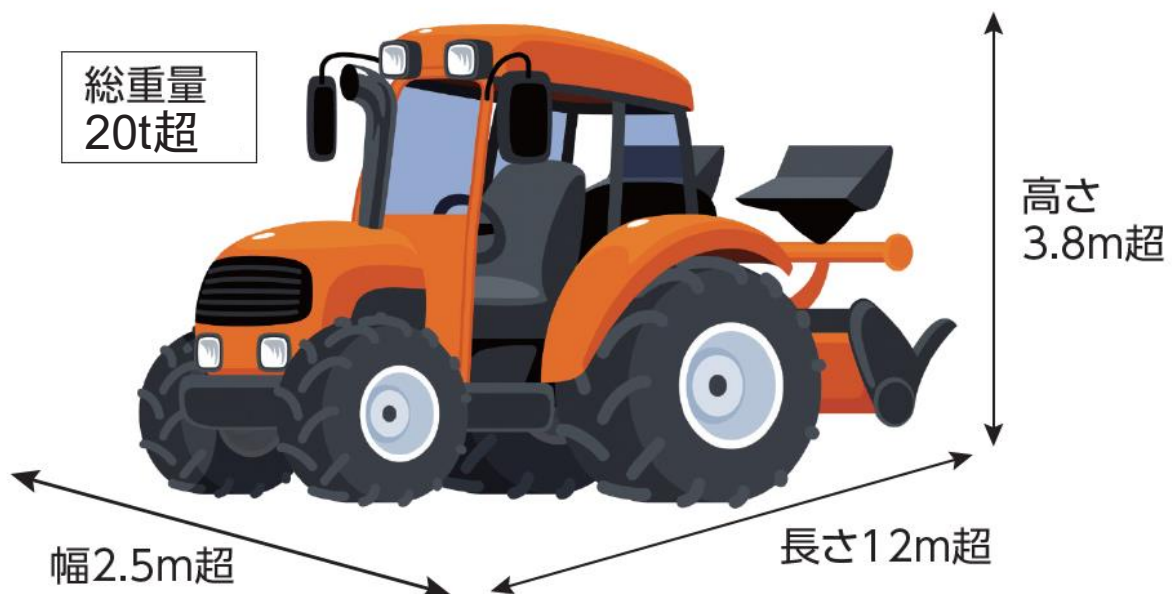
○ 一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条）

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を 1 つでも超える場合は、通行許可が必要です。

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。（車両制限令第 2 条）

		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t



○ 車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量等について規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると主な制限値は以下のとおりになります。

なお、制限値を超える車両の通行については、各法令を参照してください。

(1) 各法令の規定

道路法 : 道路構造の保全及び交通の危険の防止のため道路との関係で必要とされる車両の制限。

道路交通法 : 道路における交通の安全と円滑を図るため必要となる積載重量・大きさ・方法の制限。

道路運送車両法 : 車両の運行における安全性の確保及び環境の保全を図るための制限。

(2) 各法令の規定と主な制限値

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令) (令和4年5月12日まで)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さ及び高さの規定	長さ：12m 高さ：3.8m ※高さ指定道路では4.1m	積載物の長さ ：自動車の長さの1.1倍 積載の方法（前後） ：自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと 積載物の高さ ：3.8m（※）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの ※高さ指定道路では4.1m 〔小型特殊自動車にあつては、高さ指定の有無にかかわらず、2m〕	長さ：12m 高さ：3.8m
幅の規定	幅：2.5m ※車体幅もしくは積載物の幅の広い方	積載物の幅 ：自動車の幅 積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右からはみ出さないこと	幅：2.5m ※積載物の状況は問わない
重量	軸重：10t 総重量：最大25t ※高速自動車国道および重さ指定道路(最大25t) その他の道路(20t)	積載物の重量 ：自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量 〔小型特殊自動車に積載装置を備えるものにあつては、700kg〕	軸重：10t 総重量：最大25t



※改正道路交通法施行令が施行される令和 4 年 5 月 13 日以降は、以下の点が変更になります。

現行	改正後
積載物の長さ：自動車の長さの 1.1 倍	積載物の長さ：自動車の長さの 1.2 倍
積載物の幅：自動車の幅	積載物の幅：自動車の幅の 1.2 倍
積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右からはみ出さないこと	積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右から自動車の幅の 10 分の 1 の幅を超えてはみ出さないこと

各法に関する問合せ先は以下になります。

- ※1 道路法：国道事務所、自治体等（71～83 ページ参照）
- ※2 道路交通法：各警察署
- ※3 道路運送車両法：各運輸支局

□ 通行許可申請

特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。（道路法第47条の2第1項）

○ 手書き申請

紙申請書類に必要な事項を記入して、申請窓口へ提出します。

申請用紙は国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請HPよりダウンロードして入手（25ページ参照）するか、申請・問合せ窓口（71～83ページ参照）で受け取ることができます。

なお、紙申請書類による申請方法については、24ページをご覧ください。

○ オンライン申請（インターネットを利用できるパソコンが必要です）

申請経路に、国が管理する道路が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅等で申請書の作成やオンラインでの申請ができます。

オンライン申請には、オフライン用プログラムのメリットに加えて、以下のメリットがあります。

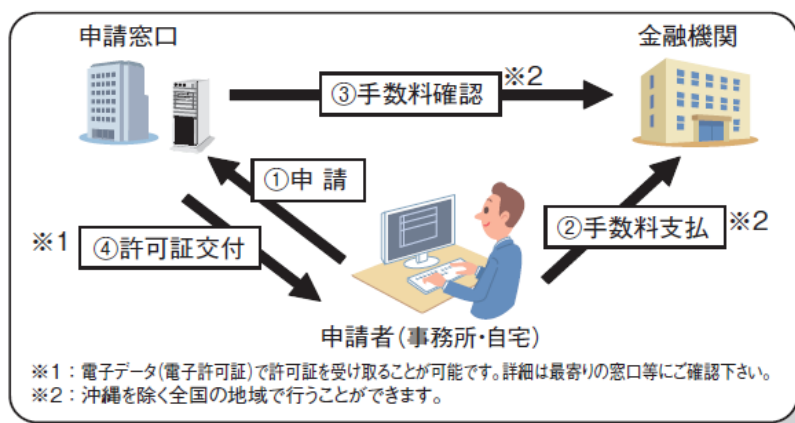
- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査※がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。

（※個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合および道路情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。）

- ③ 過去の申請データが利用でき、更新時等の申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

《オンライン申請を行うには》

インターネットに接続されたパソコンに、申請支援システムおよび受付システムをインストールする必要があります。なお、オンライン申請の申請方法については、32ページをご覧ください。





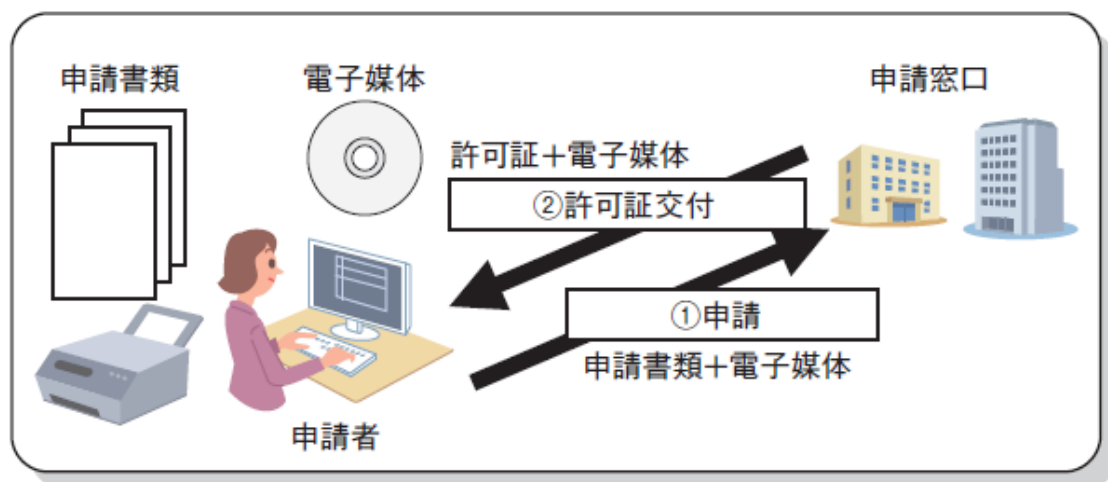
○ オフライン用プログラムを利用した申請

オフライン用プログラムを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や電子媒体への記録ができます。申請は、出力された申請書類と申請情報を記録した電子媒体を申請窓口へ提出します。なお、オフライン用プログラムを利用した申請の申請方法については、52 ページをご覧ください。

オフライン用プログラムは、以下に記載するメリットがあります。

- ① 申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類が作成可能です。
- ② インターネットを利用した簡易算定が可能です。
- ③ 選択した経路が連続しているかどうかのチェックが可能です。
- ④ 申請データを格納した電子媒体を提出することで、「車両の諸元に関する説明書」および「通行経路表」の提出が不要です。

※FD 以外での電子媒体（CD-R、DVD-R 等）でも申請できる場合がありますので、71～83 ページの申請・問合せ窓口にお問合せください。



○ 申請に必要な書類

法令上は申請には、以下の表の書類が必要です。

ただし、農耕トラクタについては、手続の簡素化により、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の書類で申請が可能となっております。

また、通行経路表及び通行経路図についても、詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図（地図の上への手書き可）のみで申請が可能となっております。

なお、申請の際に必要な車両諸元情報の一覧や軌跡図の情報については、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP の『農耕トラクタの特殊車両通行許可申請について』にまとめておりますのでご活用ください。

URL : <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

書類名	
特殊車両通行許可申請書	
添付書類	車両の諸元に関する説明書
	通行経路表
	通行経路図
	自動車検査証の写し（※2）
	車両内訳書（※3）
	道路管理者が必要とする書類（※4）

※1：作成部数は各 1 部ご用意ください。なお、オンライン申請の場合は、電子的に申請（送信）するので車両携行書類以外は出力する必要はありませんが、作成内容確認等のため、すべての申請書類を出力することをお勧めします。

※2：農耕トラクタについては、手続の簡素化により、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の書類で申請が可能です。

※3：包括申請の場合に必要となります。

※4：未収録道路を含む申請の場合は、通行経路、出発地、目的地がわかる地図の添付が必要です。

なお、未収録道路を含まない場合でも出発地、目的地がわかる地図の提出を求められることがあります。

※5：その他、場合によっては、軌跡図の提出を求められることがあります。

※6：オンライン申請以外で申請する場合には、各自治体窓口へお問合せください。



○ 普通申請と包括申請

普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。

包括申請とは、申請車両台数が2台以上の申請をいいます。ただし、通行経路および通行期間が同じものでなければなりません。

○ 通行期間を延長したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「更新申請」といいます。

○ 申請内容を変更したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、変更のない添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「変更申請」といいます。

例えば、災害等で許可された経路が通行できず、代わりの経路を通行しようとする場合には、通行経路の変更を申請する必要があります。

○ 往復または片道で申請したいとき

特殊車両通行許可申請書の通行区分欄に「往復（または片道）」を記入します。

○ 申請書の提出

(1) 申請先

- ① 出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口申請します。
- ② 国が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道等のように申請経路が複数の道路管理者にまたがるときには、いずれかの管理者の窓口申請します。（ただし、政令市以外の市町村には申請できません）

(2) 申請書の提出方法

オンライン申請の場合、インターネットを利用して、申請データを送信します。

オンライン申請以外の場合は、原則として、申請者本人またはその代理人が、申請する窓口へ直接出向いて提出しなければなりません。

【申請・問合せ窓口は 71～83 ページをご覧ください】

□ 手数料

○ 手数料とは

申請経路が複数の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要になります。

この手数料は、関係する道路管理者への協議などの経費で、実費を勘案して決められています。

その額は、国の機関の窓口では 200 円（1 経路）、都道府県および政令市の窓口では、条例によって多少異なる場合があります。

（道路法第 47 条の 2 第 3 項、第 4 項）

※道路管理者が同一の道路のみを通行する申請の場合は手数料がかかりません。

○ 手数料の計算方法

申請車両台数 ×（申請経路数） × 200 円と求めます。

申請車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数とします。

《例：6 ルートを申請する場合》

6 ルートを往復申請すると、申請経路数は 12 経路として扱われます。手数料は次のように計算します。

・申請車両台数が 4 台のとき：4 台 ×（12 経路） × 200 円 = 9,600 円

なお、片道申請の場合は、申請経路は 6 経路として扱われます。



□ 通行の許可

○ 申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして、道路情報便覧を使用して、特殊な車両の通行の可否について審査します。

○ 許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。（道路法第 47 条の 2 第 5 項）

許可証の交付については、道路管理者から通知されます。

オンライン申請の場合は、インターネットを利用して、許可証データ（電子許可証）を受信できます。

オンライン申請以外の場合には、申請した窓口へ出向いて受け取る必要があります。

○ 許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。（道路法第 47 条の 2 第 6 項）

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 通行経路表
- ④ 通行経路図
- ⑤ 車両内訳書（包括申請時）

なお、平成 31 年 4 月 1 日から、紙媒体による許可証の代わりに、電子媒体を電子機器（ノートパソコン、タブレット等）に入れて携行することができるようになりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示させてください。

※電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

【タブレット等による特殊車両通行許可証の携帯】

URL:http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/20190221_densikyoka.pdf

○ 許可期間

通行許可の期間は最大 2 年間となります。

○ 通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を通行条件といいます。

なお、道路管理者は車両の特殊性、通行する道路の状況を鑑み、柔軟に通行条件を決定することができます。

通行条件には次のようなものがあります。

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に 1 台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害個所の通行の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に 1 台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とすること。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に 1 台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に 1 台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方（隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。）	

(注)「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な講習修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。

○ 不許可とは

道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。



□ 通行時の遵守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。

- ① 許可証の携帯
許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備え付けること。または、電子媒体を電子機器（ノートパソコン、タブレット等）に入れて携行すること。
- ② 通行時間
通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。
- ③ 通行期間
許可された期間内だけ通行すること。
- ④ 通行経路
許可された経路を通行すること。
- ⑤ 通行条件
橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとること。
- ⑥ 道路状況
出発前に、通行経路の道路状況について、（公財）日本道路交通情報センター等に確認すること。
- ⑦ 事故のとき
通行中に交通事故を起こした場合は、直ちに警察へ通報を行う等必要な措置をとること。
なお、道路構造物等を損傷した場合は、速やかに道路管理者に通報すること。

● 許可証をなくした場合

オンライン申請の場合	許可証を紛失、または汚した場合には、電子許可証を印刷してください。
オンライン申請以外の場合	許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けてください。 また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。

□ 違反車両への対応

○ 取締り

道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、管理する道路において取締りを実施しています。

取締りの結果、道路法第 47 条第 2 項の規定に違反し、または道路法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させていることが判明した場合においては、以下の措置が講じられます。

- ① 違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合は、警告書が発出されます。
- ② ①以外の場合において、重量等の軽減等の措置が可能である場合には当該措置を、分割等が不可能である場合は必要に応じて通行の中止等の措置命令書が発出されます。

○ 罰則

許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- ① 道路管理者が道路標識によって通行を禁止又は制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、又は許可内容および許可条件に違反して車両を通行させた者
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 5 号）
- ② 道路管理者または道路監理員の通行の中止等の命令に違反した者は
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 6 号）
- ③ 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径等で制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 1 号）
- ④ 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 2 号）
- ⑤ 路線を定めて道路を自動運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者が、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 3 号）
- ⑥ 最高限度を超える車両の通行条件に違反して車両を通行させている者、または基準を超



える車両を通行させている者が、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は

●50万円以下の罰金（道路法第105条）

⑦ 道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、また道路管理者からの立入検査を拒み、若しくは妨げた者は

●30万円以下の罰金（道路法第106条第2号）

⑧ 法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第107条）

○ 告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取り消しや告発の対象となります。

取り消しや告発は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。

- ① 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡重傷等の事故または道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。
- ② 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。
- ③ 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。等

□ 橋・トンネル等の制限

一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネル等車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第 47 条第 3 項、第 47 条の 2 第 1 項)

○ 車両の重量が制限されている場合



○ 車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。

□ その他の通行制限

○ 道路冠水・融雪等の場合

道路が危険な状態になっているときには、道路の損傷を防ぐため、車両の総重量、軸重、輪荷重の制限値が定められます。これを超える車両は通行できません。

(車両制限令第 7 条、第 12 条)

○ カタピラを有する車両の通行の制限

カタピラを有する車両は、次の場合を除いて舗装道路を通行することは認められていません。

(車両制限令第 8 条)

- カタピラの構造が路面を損傷する恐れがない場合。
- 道路の除雪に使用される場合。
- 路面に鉄板や板を敷いて損傷しないようにした場合。

○ 路肩（ろかた）の通行の制限

道路の両側に路肩と呼ばれる帯状の部分があります。道路の主要な部分を守るために、または故障車が退避するところ、あるいは余裕幅として設けられています。

そのため、この部分は車道より弱い構造になっていますから、通行することはできません。

(車両制限令第 9 条)



○ 通行認定

一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅等は制限されます。この制限を超える車両をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

(道路法第 47 条第 4 項、車両制限令第 5～7 条、第 12 条)

例えば、一般的制限値（車両幅 2.5m）内の大型車であっても、車両幅員が車道幅員の 2 分の 1 を超える道路については通行できません。

車両制限令第 12 条の認定の申請を行うときは、車両の通行許可の手續等を定める省令の別記様式第一による申請書を認定が必要な道路の道路管理者に提出します。

その際、申請書内の「許可 認定」の認定を○で囲み、() 内に「(新規、更新、変更)」のいずれかを記入します。

その他、必要な書類については、該当する道路管理者に確認して下さい。

様式第一	(用紙A4)
受付番号	
許可 特殊車両通行 申請書 (新規) 認定	
道路管理者 東京都〇〇区長 殿	平成 28 年 4 月 1 日
通行開始日 平成 28 年 4 月 2 日	〒102-0072
通行終了日 平成 29 年 4 月 1 日	住所 東京都千代田区飯田橋〇〇
	会社名・氏名 〇〇建設株式会社 印

第2章 農耕トラクタの特殊車両通行許可申請手続の簡素化等

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）及び規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）等を踏まえ、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を図ることとし、下記の内容を道路管理者に周知しております。

【特殊車両通行許可の対象等】

- 農作業機を装着又はけん引することにより諸元が一般的制限値を超過する農耕トラクタ（直装型作業機を牽引する場合又は被けん引車を牽引する場合を含む。）は特殊車両通行許可の対象である。
- 車両の特殊性、通行する道路の状況等に鑑み、「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和53年12月1日建設省道交発第99号、同道企発第57号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第2章表-2.1（通行条件別許可限度寸法）の例外として、その規定によらず通行条件を決定することが可能である。

【特殊車両通行許可申請手続の簡素化】

- 申請経路が2以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する道路を含む場合には、国に申請を行うこと、国が管理する道路を含まず、都道府県又は指定市が管理する道路を含む場合には、1の都道府県又は指定市に申請を行うことをもって足りる。
- 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等で申請を行うことが可能である。
- 次ページに示した許可事例の通り、詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請を行うことが可能である。このため、道路管理者は、審査に不必要な場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めないようとする。

※国土交通省による通達・事務連絡

「農作業機を装着した農耕トラクタの通行に関する取扱いについて」

（平成31年4月1日 国道車第1号道路局道路交通管理課長通達）

「農作業用トレーをけん引する農耕トラクタ等の通行に関する取扱いについて」

（令和元年12月25日 国道車第31号 道路局道路交通管理課長通達）

「農作業機を装着した農耕トラクタの特殊車両通行許可について（周知）」

（令和2年1月17日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

「農作業用トレーをけん引する農耕トラクタの特殊車両通行許可について（参考周知）」

（令和2年3月31日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

「農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について（再周知）」

（令和3年6月11日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

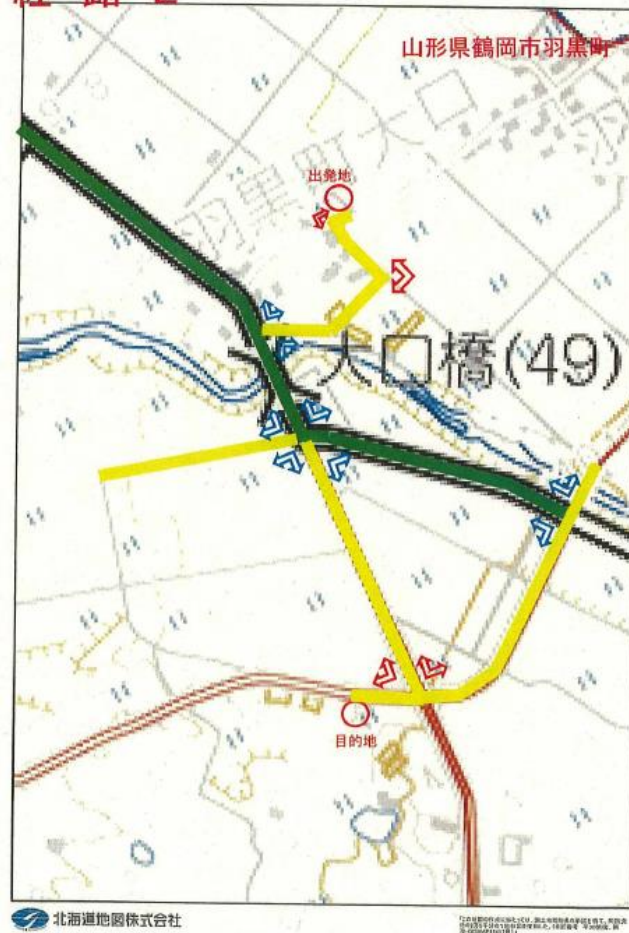
【簡略化した経路図の作成例】



経路 1

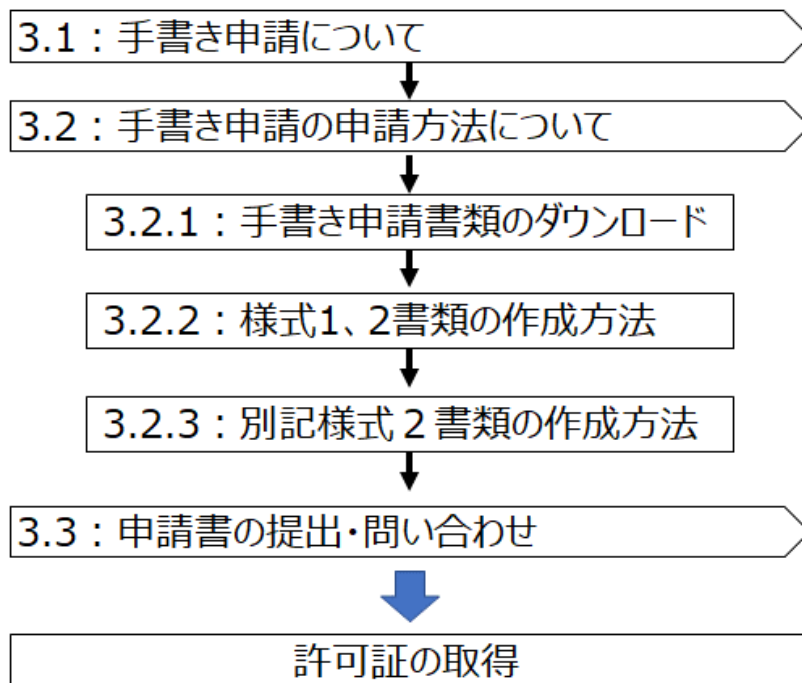


経路 2



第3章 手書き申請の手順

ここでは、紙申請書類を用いた農耕トラクタ車両の申請方法について説明します。許可証取得までの流れは下図の通りです。ここでは、申請書の記入から提出するまでの手順を紹介します。



□ 手書き申請について

○ 手書き申請とは

手書き申請は、紙の申請用紙に必要事項を記入し申請する方法です。

申請者は、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP か 71～83 ページの申請・問合せ窓口から手書きの申請用紙を入手し、必要事項を記入し、申請事務取扱窓口到手書き申請書類を提出して申請を行います。

○ 手書き申請のメリット

パソコンを所有していない方、パソコンの操作が不得意な方でも申請をすることができます。



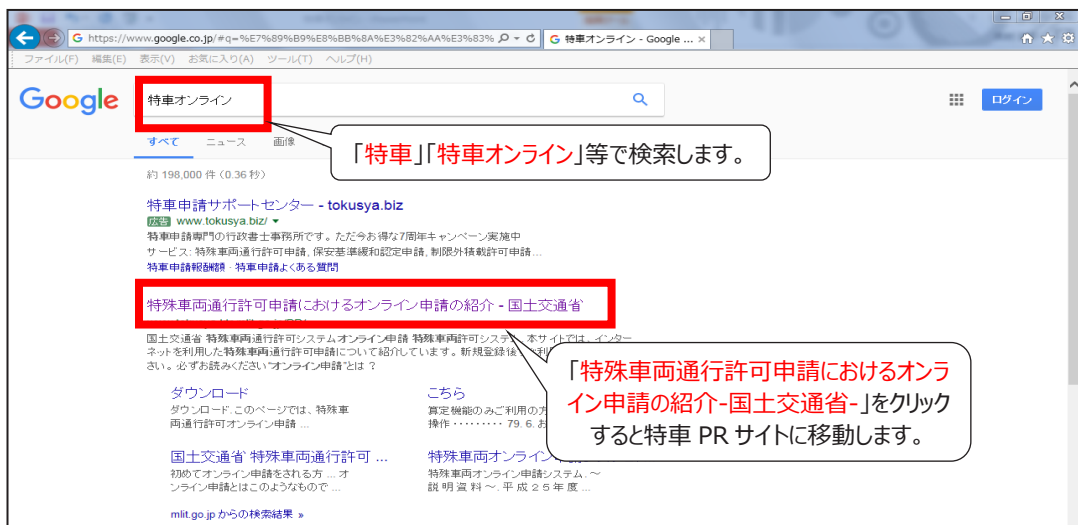
□ 手書き申請の申請方法について

○ 手書き申請書類のダウンロード

国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』より、『特殊車両の通行許可申請関係様式（手書き用）』をダウンロードして印刷します。

URL: <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

各申請事務取扱窓口から申請用紙を入手することができます。



必要な申請用紙をダウンロードして印刷してください。

特殊車両の通行許可申請関係様式（手書き用）

名称	バージョン	概要
様式1[PDF形式]	-	特殊な車両の通行許可及び認定を受けようとする場合に必要となる書類で、「特殊車両通行許可・認定申請書（様式第1）」です。 PDF形式で提供しています。
様式2[PDF形式]	-	特殊な車両の通行許可及び認定を受けようとする場合に必要となる書類で、「特殊車両通行許可・認定申請書（様式第2）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1[PDF形式]	-	申請車両の分類及び車両の諸元（車両の幅、長さ、高さ、総重量、軸重、輪荷重、軸距その他）を記入する書類で、「車両諸元に関する説明書（別記様式第1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1の2の1[PDF形式]	-	包括申請時に各々の車両の幅、高さ、長さ、自重、軸距、軸重及び輪荷重等と合成値を記入する書類で、「車両諸元に関する説明書（包括用）（別記様式第1の2の1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第1の2の2[PDF形式]	-	包括申請時に申請車両が多数となる場合に必要となる書類で、「車両内訳書（別記様式1）」です。 PDF形式で提供しています。
別記様式第2[PDF形式]	-	経路となるすべての道路の路線名又は路線番号、出発地、目的地及び主要な経由地を記入するための書類で、「通行経路表（別記様式第2）」です。 PDF形式で提供しています。

※特車申請を手書きで提出する為の様式です。印刷してご利用ください。

[トップページ](#)

[特殊車両通行許可制度について](#)

[システム利用規約
初めにお読みください](#)

[特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について](#)

[代理申請について](#)

[自治体申請システム
について](#)

[誘導等講習](#)

[各種ダウンロード
操作マニュアル、オンラインツール、書](#)

[お問い合わせ先](#)



○ 様式 1 の作成方法

以下の書類に必要事項を記入します。申請書に記載する車両諸元は、申請する農耕トラクタの車両諸元一覧（P68 参照）・カタログ等を確認して記入してください。カタログ等に車両諸元が記載されていない場合は、車両を購入した販売店にお問合せください。

様式第一

受付番号

許可
特殊車両通行 申請書 ()
認定

道路管理者 市町村長 殿

①道路管理者を記入します。

2022 年 3 月 1 日

②通行開始日、通行終了日を記入します。
※申請期間は最大2年間

通行開始日 2022 年 4 月 1 日

通行終了日 2024 年 3 月 21 日

住所 東京都千代田区大手町 1 - 1

③申請者情報を記入します。

社 特車農場
TEL 00-1111-1111
TEL 00-1111-1111

④事業区分は『その他A』と記入します。

事業区分 その他A

⑤車種区分は『農耕トラクタ』と記入します。

車種区分 農耕トラクタ

⑥車両情報を記入します。複数車両を一括して申請する場合、代表車両の情報を記入します。農耕トラクタは上段に、直装型作業機及び被けん引車は下段に記入します。

車両番号 車名及び型式
川崎100あ1234 日本
他 2 台 ABCD

⑦申請する軸種数を記入します。

軸種数 1

⑧次頁の「車両諸元について」を参考に記入します。なお、複数車両を一括して申請する場合、各車両諸元の最大値（最遠軸距及び最小隣接軸距は最小値）を記入します。

車両諸元	総重量	4,940 kg	最遠軸距	230 cm	最小隣接軸距	230 cm	隣接軸重	4,880 kg	長さ	630 cm
	幅	273 cm	高さ	260 cm	最小回転半径	360 cm	最大軸重	2,500 kg	最大輪荷重	1,250 kg

⑨通行区分は片道又は往復と記入します。

通行区分 往復

更新又は変更経緯

⑩通行経路(出発地-目的地を結ぶルート)数を片道1経路として記入します。

通行経路数 3

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回					

⑪新規申請の時は記入しません。

【包括申請の場合】

複数車両を一括して申請（包括申請）する場合、車両内訳書に全ての車両の情報を記入します。様式（別記様式 1 の 3）は以下 URL よりダウンロードできます。

URL : <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>

※車両諸元について

- 総重量 : トラクタの重量 + 作業機（直装型作業機又は被けん引車。以下同じ。）の重量 + 運転者の体重（55kg）の合計を記入します。ただし、被けん引車に堆肥等の貨物を積載する場合には、当該貨物の最大積載重量を加えます。
- 最大軸重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn分の1を記入します。
- 隣接軸重 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラクタの総重量を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうのトラクタ又は被けん引車の総重量を記載
- 最大輪荷重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn × 2分の1を記入します。
- 長さ : トラクタの長さ + 作業機の長さの合計を記入します。
- 幅 : トラクタの幅と作業機の幅のいずれか大きい方を記入します。
- 高さ : （トラクタ単体の場合）トラクタの高さを記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの高さと直装型作業機の高さ + 20cmのいずれか大きい方を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）トラクタの高さと被けん引車の高さのいずれか大きい方を記載
- 最遠軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）（トラクタの長さ + 被けん引車の長さ） - （トラクタ前端から前軸の中心までの距離 + 被けん引車の後軸中心から被けん引車の後端までの距離）を記載
- 最小隣接軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラク



- タの軸距を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうを記載
- 最小回転半径 : (トラクタ単体の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+直装型作業機の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+被けん引車の場合) 申請のあったトラクタ+被けん引車と幅及び長さが同一以上の『農耕トラクタ及び作業機の代表的な組合せの軌跡図』(P68参照)より選択し、その最小回転半径を記入します。
 - 軸種数 : 申請する軸種の数を記入します。例えば、「農耕トラクタ単体」のみを申請する場合は1、「農耕トラクタ単体」と「農耕トラクタおよび被けん引車(1軸)」を包括申請する場合は2を記入します。

※更新又は変更経緯(新規申請の時は記入しません。)

- 年月日 : 許可を受けた日を記入します。
- 許可番号 : 許可証に記載されている番号を記入します。
- 車両台数 : 単車の場合は「トラクタ台数/」とし、連結車の場合は「トラクタ台数/作業機台数」を記入します。
- 総通行経路数 : 通行経路数(往復1経路の場合は「2」とする。)×申請車両台数(トラクタの台数)の値を記入します。
- 変更事由 : 変更申請の場合には変更の事由(例えば経路変更等)を、更新申請の場合には「許可期間の変更」と記入します。

○ 通行経路図の作成方法

詳細な通行ルート of 指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請を行うことが可能です。

地図に通行経路を太線で表示するとともに、出発地および目的地を明示し、いずれもボールペン等の修正できないもので記入します。通行経路数（片道 1 経路）を図面の隅等に記入します。





□ 申請書の提出・問合せ

作成した申請書類は、以下の窓口に提出します。問合せも同じ窓口になります。

複数の道路管理者をまたぐ申請の場合に、国道を含む場合は国の機関へ、都道府県・政令市を含む場合は都道府県・政令市へ申請することによりワンストップで申請が可能です。

ただし、政令市以外の市町村道のみを通行する際には各市町村への申請が必要になります。

- 国の機関の申請・問合せ窓口（71～72 ページ参照）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000062.html

- 都道府県・政令市の申請・問合せ窓口（73～83 ページ参照）

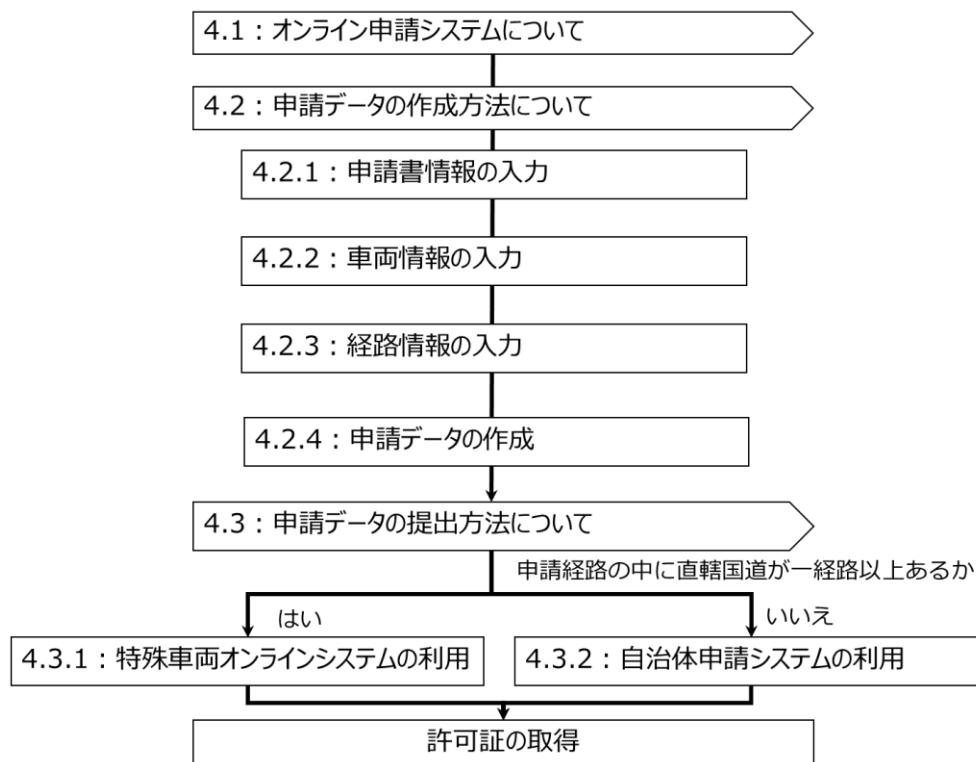
https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000064.html

- 市町村（政令市除く）の申請・問合せ窓口

各市町村にお問合せください。

第4章 特殊車両オンライン申請システムの手順

ここでは、特殊車両オンライン申請システムを活用した、農耕トラクタ車両の申請方法について説明します。許可証取得までの流れは下図の通りです。ここでは、申請書の入力から提出するまでの手順を紹介します。



□ オンライン申請システムについて

○ オンライン申請とは

オンライン申請は、自宅やオフィスに設置しているパソコンと行政をインターネットで接続し、手続きを電子的に行う申請方法です。

申請者がパソコンから提出（送信）した申請データは、受付システムで受け付けられ、申請者が選択した申請窓口に転送され、処理が行われます。

また、許可証取得についても、申請窓口に出向くことなく、インターネットを経由して取得することができます。

○ オンライン申請のメリット

事務所等の窓口に出向くことなく、職場や自宅で申請手続きが行えます。申請データは、画面の案内に従って作成することができます。その為、手書きで申請書類を作成する必要がありません。また、2回目以降の申請や、変更・更新申請の際は、過去の申請データが利用できるため、簡単に申請書の作成ができます。



申請データは無料で作成することが可能で、原則、24 時間受付しております。

○ 動作環境

特殊車両オンライン申請システムは以下の条件のパソコンをご用意ください。

OS	Windows8.1	Windows10
wwwブラウザソフト	● Microsoft Internet Explorer 11 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。	
ネットワーク環境	● インターネット接続が可能なこと。	
必要な周辺機器	● オンライン申請を行う場合は、添付資料（車検証の写しや未収録経路図など）を電子化できるスキャナ等の機器が必要です。※添付資料については、郵送やFAXで別送することも可能です。	

※Windows8.1,Windows10 は、米国 MicrosoftCorp の商標です。

※Windows7,Windows8 は、Microsoft 社の OS サポート終了に伴い、推奨環境から除外(R2 年 1 月現在)

□ 申請データの作成方法について

○ 申請書情報の入力

特殊車両システム（<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/>）にアクセスします。本システムを初めて利用する場合は、「ユーザーの未登録はこちら」を押して、申請者の基本的な情報を入力することで、「ID・パスワード」の発行がされます。

発行されたら、「ID・パスワード」情報を入力してログインします。

The image shows two parts of the 'Special Vehicle System' login page. The left part is the main page with a header '特殊車両システム' and a sub-header '特殊車両システムへようこそ'. Below it is a landscape illustration of a tractor on a road. A blue arrow points from this illustration to the right part of the page, which is a detailed view of the login form. The form has fields for 'ユーザーID' and 'パスワード', a 'ログイン' button, and a '新規登録' button. Annotations with callout boxes provide instructions: '発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。' points to the input fields; '「ログイン」を押します。' points to the login button; 'パスワードを忘れた方は こちら' is a link below the login button; 'ユーザー未登録の方はこちらから申請者情報を登録してください。' is a link above the registration button; and 'ID・パスワードを持っていない場合は「新規登録」を押します。' points to the registration button. On the left page, a red box highlights the '特殊車両システムへログイン' button, with a callout saying '「特車申請システムへログイン」を押します。' and another callout pointing to a link: '【最新のお知らせをこちらからご確認ください。】'.

「申請データ作成」を選択し、「本人」を選択後、最後に「選択」をクリックします。

申請支援システム

申請者選択

①『申請データ作成』をクリックします。

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請者を選択して下さい。

本人

代理人

②『本人』を選択します。

③『選択』をクリックします。

選択 リセット 前画面へ戻る

「新規申請」を選択し、「選択」をクリックします。

申請種類選択

申請種類を選択して下さい。

- ①『新規申請』をクリックします。
- 新規申請 **初めて申請を行う場合に選択します**
 - 新規申請(参照入力) 以前に申請した情報を参照して、新規申請を行う場合に選択します
 - 更新申請 **既に許可を受けている申請のうち、「許可期間」のみを更新する場合に選択します**
 - 変更申請 **既に許可を受けている申請の内容(「許可期間のみの変更」を除く)を変更する場合に選択します**

新規申請(参照入力)／更新申請／変更申請の場合は申請済みの受理番号／申請番号を選択してください。

(注)受理番号／申請番号の後に「※」がついた許可データを選択した場合

- ・更新申請／変更申請を選択して申請データを作成する事はできません
- ・参照できる過去の申請情報に限りがあるため、新しく設定しなくてはならない項目があります

- 受理番号／申請番号選択: 選択して下さい ▼
- 許可番号検索
- 直轄国道事務所 ▼ (任意) ▼ 年度 第 _____ 号 検索
- (必須) (任意、直近5年分) (必須、完全一致)
- ②『選択』をクリックします。
- 選択 リセット 前画面へ戻る



申請者に関する基本的な情報を入力します。また、農耕トラクタの場合、申請車種は「建設機械類」、事業区分は「その他 A」を選択します。

申請書入力（新規）

申請書情報を入力してください。

① 運行開始日、運行終了日を入力します。
※申請期間は最大2年間

申請日 (令和) 4 年 3 月 17 日
 運行開始日 (令和) 4 年 3 月 18 日 運行終了日 (令和) 6 年 3 月 17 日

申請者

法人区分等 ※株式会社などの法人区分等は
 会社名・氏名（漢字） 入力省略して下さい。
 会社名・氏名（カナ）
 代表者名（漢字）
 代表者名（カナ）
 郵便番号 -
 住所（都道府県） ※住所は漢字で入力して下さい。
 住所（市区町村）
 住所（丁目番地）
 住所（ビル名）
 電話番号 - -

申請担当者 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。

部署名
 担当者名（漢字）
 市外局番 局番 番行
 電話番号 - -
 F A X 番号
 メールアドレス

③ 『建設機械類』を選択します。

申請車種 ※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録ボタンを押して下さい。

申請車種
 新規開発車両 新規格車 左記（新規開発車両、新規格車）以外

事業区分
 申請車両台数 台 台 台

申請経路 ④ 事業区分は『その他A』を選択します。 ⑤ 『登録』を押します。

申請経路数: 0

○ 車両情報の入力

車両情報の登録を行います。申請書に記載する車両諸元は、申請する農耕トラクタの車両諸元一覧（P68 参照）・カタログ等を確認して記入してください。カタログ等に車両諸元が記載されていない場合は、車両を購入した販売店にお問合せください。

なお、オンライン申請においては、各軸の軸間距離の入力により最遠軸距、最小隣接軸距及び隣接軸重が自動入力される仕組みです。このため、トラクタ+被けん引車の組み合わせをオンライン申請する場合には、実測が必要になります。

ここでは農耕トラクタ単体の場合と農耕トラクタ及び被けん引車（1 軸）の場合の入力方法について説明します。

車両情報は、「申請車両情報登録メニュー」の画面から入力を行います。入力は、「①軸重追加」、「②車両内訳書入力」、「③車両諸元説明書入力」の手順で行います。

申請車両情報登録メニュー

※規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 ※入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 ※車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種 : 建設機械類

認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
------	----	------------

全ての軸種に対し「合成車両の表示」で成値を確認した後、登録ボタンをクリックしてください。

①軸種の追加

「申請車両情報登録メニュー」で「軸種追加」を押して、「軸種選択画面」へ移り、軸種を選択します。農耕トラクタ単体の場合は、「軸数：2軸、前1軸」を、農耕トラクタおよび被けん引車（1軸）の場合は、「軸数：3軸、トラック前2軸」を選択します。選択後、「選択」を押して「申請車両情報登録メニュー」へ戻ります。

軸種指定画面

申請車両軸種を選択して「軸種説明図の表示」ボタンを押すと、軸種説明図が表示されます。
 軸種を指定して下さい。軸種説明図の表示を押して下さい。
 その他（トリプル軸有）において、適用の下リフル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

軸種：

全車両の軸数の合計：



「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、追加した軸種に対して、最小回転半径を入力します。包括申請で、異なる軸種車両を入力する場合、さらに「軸種の追加」を押して、軸種を追加します。軸種の数だけ、同様の手順を繰り返します。

以降、追加した軸種ごとに「車両内訳書入力」や「車両諸元説明書入力」を行います。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種 : 建設機械類

認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果のボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
<input checked="" type="radio"/> 1	軸数：2軸、トラック前1軸	<input type="text" value="360"/>

②包括申請で、異なる軸種車両を入力する場合、さらに『**軸種追加**』を押して、軸種を追加します。

複数の軸種の車両を包括申請する場合、**整理番号をクリックして軸種を選択し**、選択した軸種ごとに、「車両内訳書入力」や「車両諸元説明書入力」を行います。

申請車両情報登録メニュー

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
<input checked="" type="radio"/> 1	軸数：2軸、トラック前1軸	<input type="text" value="360"/>
<input type="radio"/> 2	軸数：3軸、トラック前1軸	<input type="text" value="360"/>

②車両内訳書入力

「申請車両情報登録メニュー」で「車両内訳書入力」を押し、「車両内訳一覧」へ移ります。その後、「型式修正」を押し「車両内訳入力画面」へ進み、車名、型式、車両番号を入力します。入力後、「車両内訳一覧画面へ戻る」を押し「申請車両情報登録メニュー」へ戻ります。

車両内訳一覧

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

申請車種	建設機械類
軸種	軸数：2軸、トラック前1軸

整理番号	車名	型式	登録台数	代表車両番号設定
1			1	<input type="button" value="設定"/>

代表車両	車名	型式	車両番号
トラック			

①『型式修正』を押し車両内訳入力画面へ進みます。

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

①『車名』・『型式』を入力します。

整理番号	車名	型式
1	日本	ABCD

②『車両番号』を入力します。

車両番号	整理番号	車両番号
1	川崎	100 あ 1234

③『車両内訳一覧画面へ戻る』をクリックします。



複数車両を一括して申請（包括申請）する場合、以下の手順で型式や車両番号を複数入力します。

型式を追加する場合は、「車両内訳一覧」で「型式追加」を押して複数車種の型式を追加します。その後、「車両内訳入力画面」で、車名、型式、車両番号を入力します。

同一型式の車両を複数台登録する場合は、「車両番号追加」を押すことで、複数台の車両番号を登録することができます。

車両内訳一覧

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

申請車種	建設機械類
軸種	軸数：3軸、トラック前1軸

②『型式情報を修正』する場合にクリックします。

整理番号	車名	型式	登録台数	代表車両番号設定
○ 1	日本	ABCD	2	<input type="button" value="設定"/>
● 2	日本	EFGH	1	<input type="button" value="設定"/>

代表車両	車名	型式	車両番号
トラック	日本	EFGH	川崎100あ1234

③『申請車両情報メニューへ戻る』をクリックします。

①『申請する型式の数だけ『型式追加』』をクリックして入力します。

申請車両情報メニューへ戻る

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
 車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

整理番号	車名	型式
1	日本	ABCD

②『車名』・『型式』を入力します。

車両番号	整理番号	車両番号
●	1	川崎 ... 100 あ 1234
○	2	川崎 ... 100 あ 2222

③『車両番号』を入力します。

①『申請する車両の数だけ『車両番号』』を追加し入力します。

④『車両内訳一覧画面へ戻る』をクリックします。

車両番号追加 車両番号削除

車両内訳一覧画面へ戻る

③車両諸元説明書入力

「車両諸元説明書入力」を押して車両諸元を入力します。軸種によって内容が異なります。

【農耕トラクタ単体の場合】

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：2軸、トラック前1軸

①総重量を入力します。

②トラクタと作業機を連結した状態の寸法を入力します。

③「次の画面に進む」をクリックします。

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

整理番号	車名	型式	自重			リアオーバーハング (cm)	はみ出し長 (cm)	積載物重量	
			トラック・トラクタ(t)	乗員 (人)	トラ (t)			前部(t)	後部(t)
1			4.88			273	260	630	

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：2軸、トラック前1軸

①L1にトラクタの前輪から後輪までの長さ、L2にトラクタの重心から後輪までの長さ（L1÷2でよい）を入力します。

②「次の画面に進む」をクリックします。

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

整理番号	車名	型式	軸間距離(cm)											
			L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10		
1			230	1150										

前の画面へ戻る 次の画面に進む

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：2軸、トラック前1軸

<隣接軸重の制限値>
特別8車種において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
隣り合う車軸に係る軸重について、
【軸距が1.8m未満の場合】：隣接軸重が18t以下
【軸距が1.8m以上の場合】：隣接軸重が20t以下
※隣り合う車軸に係る軸重9.5t以下かつ軸距：1.3m以上の場合
隣接軸重が19t以下

<最外輪中心間距離 G値>
1：200cm以下

①総重量÷2の重量を入力します。
②最外輪中心間距離を確認し、Gコードを入力します。

③『申請車両情報メニューへ戻る』をクリックします。

整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸	D軸	E軸	F軸
			輪数	軸重 (t)	G値	輪数	軸重 (t)	G値				
1			1	2.44		1	2.44	1				

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る



【農耕トラクタおよび被けん引車（1軸）の場合】

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：3軸、トラック前2軸

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

① 総重量を入力します。

② トラクタと作業機を連結した状態の寸法を入力します。

整理番号	車名	型式	自重		トレーラ(t)	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	はみ出し長(cm)	積載物重量	
			トラクタ・トラクタ(t)	乗員(人)							前部(t)	後部(t)
1			9.9	1		273	290	780				

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

③ 「次の画面に進む」をクリックします。

車両諸元説明書情報入力

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：3軸、トラック前2軸

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

① L1にトラクタの前輪から作業機の後輪までの長さ
L2に重心から後輪までの長さ（ $L1 \div 2$ でよい）
L3にトラクタの前輪から後輪までの長さ
L4にトラクタの重心から後輪までの長さ（ $L3 \div 2$ でよい）
L5にトラクタの重心から作業機の後輪までの長さ（ $L1 - L4$ でよい）を入力します。（入力には実測が必要となります）

整理番号	車名	型式	軸間距離(cm)												
			L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10			
1			680	340	230	115	505								

前の画面へ戻る 次の画面に進む

② 「次の画面に進む」をクリックします。

車両諸元説明書情報入力

申請車種 建設機械類
軸種 軸数：3軸、トラック前2軸

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

<最外輪中心間距離 G値>

<隣接軸重の制限値>
特別8車種において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
隣り合う車軸に係る軸重について、
【軸距が1.8m未満の場合】：隣接軸重が18t以下
【軸距が1.8m以上の場合】：隣接軸重が20t以下
※隣り合う車軸に係る軸重9.5t以下かつ軸距：1.3m以上の場合
隣接軸重が19t以下

1：200cm以下
2：201cm～225cm
3：226cm～250cm
4：251cm～275cm
5：276cm～300cm

① 総重量 $\div 2$ の重量を入力します。
② 最外輪中心間距離を確認し、Gコードを入力します。

整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸			D軸	E軸	F軸
			軸数	軸重(t)	G値	軸数	軸重(t)	G値	軸数	軸重(t)	G値			
1			1	3.3	1	1	3.3	1	1	3.3	1			

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

③ 「申請車両情報メニューへ戻る」をクリックします。

※車両諸元について

- 総重量 : トラクタの重量 + 作業機（直装型作業機又は被けん引車。以下同じ。）の重量 + 運転者の体重（55kg）の合計を記入します。ただし、被けん引車に堆肥等の貨物を積載する場合には、当該貨物の最大積載重量を加えます。
- 最大軸重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn分の1を記入します。
- 隣接軸重 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
○記載を必要とする場合
（トラクタ単体の場合）トラクタの総重量を記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの総重量を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラクタの総重量を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうのトラクタ又は被けん引車の総重量を記載
ただし、下記「（注）」を参照願います。
- 最大輪荷重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn × 2分の1を記入します。
- 長さ : トラクタの長さ + 作業機の長さの合計を記入します。
- 幅 : トラクタの幅と作業機の幅のいずれか大きい方を記入します。
- 高さ : （トラクタ単体の場合）トラクタの高さを記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの高さと直装型作業機の高さ + 20cmのいずれか大きい方を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）トラクタの高さと被けん引車の高さのいずれか大きい方を記載
- 最遠軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
○記載を必要とする場合
（トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）（トラクタの長さ + 被けん引車の長さ） - （トラクタ前端から前軸の中心までの距離 + 被けん引車の後軸中心から被けん引車の後端までの距離）を記載
ただし、下記「（注）」を参照願います。
- 最小隣接軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
○記載を必要とする場合
（トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載



(トラクタ+被けん引車の場合) 被けん引車が1軸の場合はトラクタの軸距を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうを記載

ただし、下記「(注)」を参照願います。

- 最小回転半径 : (トラクタ単体の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+直装型作業機の場合) トラクタの最小回転半径を記載
(トラクタ+被けん引車の場合) 申請のあったトラクタ+被けん引車と幅及び長さが同一以上の『農耕トラクタ及び作業機の代表的な組合せの軌跡図』(P68参照)より選択し、その最小回転半径を記入します。
- 軸種数 : 申請する軸種の数を記入します。例えば、「農耕トラクタ単体」のみを申請する場合は1、「農耕トラクタ単体」と「農耕トラクタおよび被けん引車(1軸)」を包括申請する場合は2を記入します。
- Gコード : Gコードとは、以下のGコード表において、最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離(各軸の車輪と車輪の中心間距離)に対応する「コード1~5」のいずれかを指します。
(トラクタ単体の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅に対応する「コード1~5」のいずれかを記入します。
(トラクタ+直装型作業機の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅に対応する「コード1~5」のいずれかを記入します。
(トラクタ+被けん引車の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅と被けん引車の幅のいずれか小さい方に対応する「コード1~5」のいずれかを記入します。

最外輪中心間距離 (Gコード)	コード
200 cm以下	1
201 cm~225 cm	2
226 cm~250 cm	3
251 cm~275 cm	4
276 cm~	5

(注) オンライン申請においては、各軸の軸間距離の入力により最遠軸距、最小隣接軸距及び隣接軸重が自動入力される仕組みです。このため、トラクタ+被けん引車の組み合わせをオンライン申請する場合には、各軸間距離の実測が必要となります。

○ 経路情報の入力

農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化！

農耕トラクタの申請については、下記システムによる詳細な通行経路の申請に代えて、**地図に手書きで経路を記入したもの等の簡略化した経路図（作成例はP30参照）のみで申請することが可能です！**

農耕トラクタが走行する経路情報を入力します。オンライン申請の場合、地図上に走行する場所を選択することで、経路情報の入力ができます。

ただし、**オンラインの地図上で選択できる道路は、道路情報が電子化された道路等に限られるため、農耕トラクタが主として通行する市町村道は道路情報が電子化されておらず、通行経路として選択できない場合があります。この場合、地図に手書きで通行経路を記入した簡略化した経路図で申請してください。**

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報いつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- デジタル地図: デジタル地図による経路入力
- 交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
- ※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0012042149

申請書情報入力
積載貨物情報入力
車両情報入力
 デジタル地図 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

「出発地住所」「目的地住所」は、申請書の通行経路表に記載する出発地・目的地になりますので、都道府県から地名・地番までの住所を正確に入力して下さい。

住所検索

東京都新宿区四谷三丁目 ●●●▲▲▲

都道府県名称: 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都

市区町村名称: 千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区

地先名称: 坂町, 三栄町, 山吹町, 四谷一丁目, 四谷二丁目, 四谷三丁目

住所: 東京都新宿区四谷三丁目

該当する住所を選択して選びます。

「設定」を押します。

設定 キャンセル



通行条件設定は、全て「する・往復」に設定します。

通行条件設定

出発地・目的地

出発地住所

目的地住所

通行条件設定

経路の算定 する しない

C/D条件の確認 する しない

個別審査箇所の確認 する しない

申請方法の選択 往復 片道

すべて「する・往復」に設定してください。

「OK」を押します。

【住所入力のポイント】

✓入力が不十分な場合は、地図上で出発地・目的地を確定できず、差し戻されますので、ご注意ください。

【例】× ○○市△△町 ⇒差し戻となります
◎ □□県○○市△△町××-×

◆住所入力の正しい例
※住所検索では「地先名称」までしか表示されませんので、**足りない部分は必ず入力**してください。

走行経路の選択を行います。先ほど入力した、出発地と目的地の情報から自動的に経路が作成されますが、指定した場所を通過すること、手動で経路を設定することもできます。

※なお、**道路情報が電子化されておらず、走行経路が本システムで設定できない場合や、入力が複雑な場合は、手書きで書いた走行経路図で申請することも可能**です。（詳細は次のページをご覧ください）

経路を作成していくと交差点番号等が表示されます。

凡例を押すと、地図上に表示される記号や色等の説明が表示されます。

凡例

- 選択候補経路
- 確定経路(収録経路)
- 確定経路(未収録経路)
- 出発地 (S)
- 目的地 (E)
- 通過交差点 (Y)
- 大型車誘導区間
- 収録経路

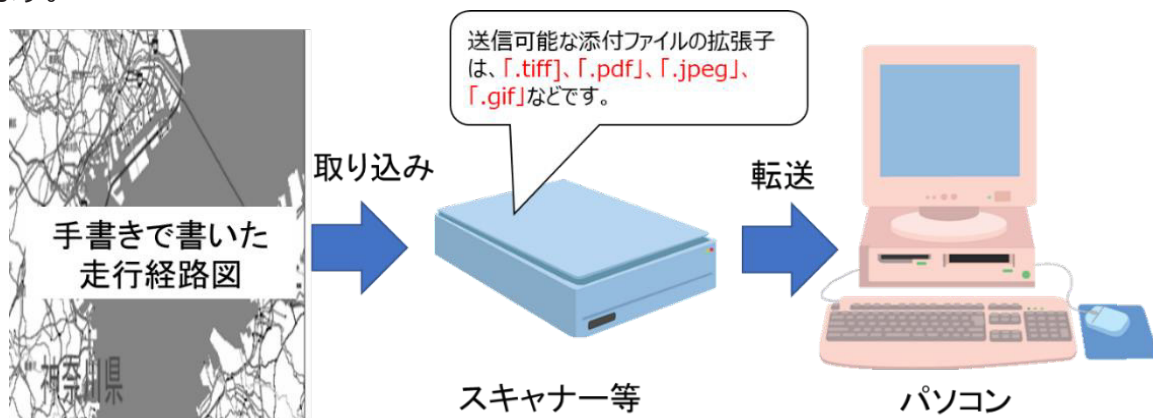
※各ボタンの機能は以下の通り

通行条件設定	出発地、目的地、通行条件の確認/変更	検索	「住所」「交差点番号」を指定し、地図を表示
経路読込	経路情報ファイル (dfz) の読込	凡例	凡例を表示
経路一時保存	作成途中の経路情報ファイル (dfz) を一時保存	画面PDF	表示地図画面をPDFファイルとして出力
経路自動探索	出発地・目的地の経路を探索	ガイドライン	現在の処理状況を表示
便覧表示	道路情報便覧の表示 (別ウィンドウ)	矩形拡大	矩形 (四角形) を指定し、その箇所を拡大表示
経路登録	確定した経路を登録する	一覧に戻る	「経路一覧」画面に戻る
経路順路	出発地から目的地までの交差点番号と、路線番号を表示	地図表示情報	デジタル地図上の表示項目を選択変更できます

＜手書きで通行経路を記入する場合＞

地図上に通行経路を太線で表示するとともに、出発地および目的地を明示し、いずれもボールペン等の修正できないもので記入します。出発地（目的地）およびルート数を図面の隅等に記入します。記入例は 30 ページを参照してください。

手書きで書いた通行経路図は、スキャナー等を使用して、電子データとしてパソコンに取り込みます。



○ 申請データの作成

通行経路情報まで入力したら、申請データの作成を行います。

申請-各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図・デジタル地図による経路入力
・交差点番号・交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号:0012058976

申請書情報入力
積載貨物情報入力
車両情報入力
● デジタル地図 ○ 交差点番号 | 経路情報入力

申請書作成予約登録

「申請書作成予約登録」を押します。

保存終了



申請番号が表示されますので、メモなどで控えておいてください。

申請番号が表示されますので、メモ等で番号を控えて下さい。

「申請支援システムメニューへ戻る」を押します。

申請番号: 0012058976

申請支援システムメニューへ戻る

経路図作成予約

予約キャンセル

保存終了

作業状況が作業完了になっていれば、申請書は正常に作成されています。正常に作成されていることを確認したら、申請書と申請データをダウンロードします。

※ダウンロードした申請データは、申請書の提出時に使用します。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日以内で申請書と申請データをダウンロードします。

「作業完了」になっていれば申請書が作成されています。

申請書と申請データをダウンロードします。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成済	作成完了日時	メッセージ	操作
0012058976	平成29年01月26日 11時06分	作成完了	平成29年01月26日 11時06分		申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/>

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

□ 申請データの提出方法について

ここでは作成した申請データを提出する方法について説明します。なお、申請データの提出先は申請する経路に直轄国道が一般経路以上含まれているか含まれていないかによって、提出先が異なりますのでご注意ください。

○ 特殊車両オンラインシステムを利用した提出

ここでは申請する経路の中に直轄国道が一般経路以上含まれている場合の提出方法について説明します。提出は特殊車両オンラインシステムを利用して提出します。

申請書の提出は特車申請 PR サイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) の「申請データを提出する」ボタンを押すと、申請データの提出準備が始まります。

申請者メニューから申請書提出を押します。



申請書提出ボタンを押すと、作成した申請データを提出する画面に移行します。

特殊車両オンライン申請システム
- 申請手続選択画面 -

「参照」ボタンをクリックして、申請書の作成手順時にダウンロードした、申請データ（tksデータ）を選択します。

<申請手続の開始>

提出する申請データを指定してください。

※「戻された申請の内容を訂正して再提出する場合は、以下のチェックボックスをチェックして、訂正対象となる差し戻された申請の到達確認シートを指定してください。

差し戻された申請の内容を訂正して再提出する

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の運転免許証の写し」を提出する一部の車両または窓口より車検提出の指示があった場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。一部の車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細については「説明」ボタンより確認してください。

「次へ」ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実施します。

手書きで走行経路図を作成した場合は、ここで取り込んだデータを選択します。

特殊車両オンライン申請システム
- 添付資料の指定画面 -

<添付資料の指定 - 特殊車両通行許可申請 普通 新規 ->

申請データ: 3000/K7_0007750703.tks

訂正対象の到達番号: NONE

別送用送付票: NONE

本申請の申請先道路管理者は以下のようになっています。
東北地方整備局長

本申請の申請窓口は以下のようになっています。
東北地方整備局 青森河川国道事務所

申請に必要な書類について

「経路図」
 申請窓口へ郵送・FAXまたは持参する。

「参照」を押して、送信したいファイルを選択し、「追加」を押して確定してください。

なお、手書きの走行経路図は、窓口や郵送、FAXで送付することも可能です。その場合はここにチェックします。

※詳細は分かりやすい「特殊車両オンライン申請システム」をご覧ください。

提出後に「正常受付」と表示されると、申請データが正しく受付されています。

特殊車両オンライン申請システム
- 申請データの作成確認・送信画面 -

構成ファイルの確認 - 特殊車両通行許可申請 包括 新規 -> 申請データの提出先を確認します。

本申請の申請先道路管理者は以下のようになっています。
関東地方整備局長

本申請の申請窓口は以下のようになっています。
東京都事務所

【申請データ】
C:\okusha\申請データ\430005M_0004213703.tks

【自動車検査証の写し、一般旅客自動車運送事業の免許証の写し】
C:\okusha\添付ファイル\4車検証_特車11.1.1.pdf
C:\okusha\添付ファイル\4車検証_特車11.1.2.pdf

【経路図】
C:\okusha\添付ファイル\費用交差点1.0.jezg
C:\okusha\添付ファイル\費用交差点4.6.jezg

【委任状の写し】
C:\okusha\代理人太郎.gif

「送信」ボタン押下後、特殊車両オンライン申請システムへ送信します。

特殊車両オンライン申請システム
- 到達確認画面 -

申請データが正しく受付されると「正常受付」と表示されます。

正常受付:申請は受け付けられました。

到達番号:XXXXXXXX
アクセスキー:2222

以下のリンクから到達確認シートの表示およびダウンロードを行ってください。

到達確認シートには、今回の申請の到達番号および受付結果が記載されています。「到達確認シートの表示」に連結した内容を確認できます。
申請が差し戻されて訂正申請を行なった到達確認シートファイルが必要になります。「到達確認シートのダウンロード」から到達確認シートファイルダウンロードし、大切に保管することをおすすめします。

到達確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます)
到達確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます)
到達確認シートのダウンロード (別ウィンドウ)

到達確認シートは、後で申請者メニュー画面の申請状況報告会からダウンロードできます。

○ 自治体申請システムを利用した提出

ここでは申請する経路に直轄国道が含まれていない場合の提出方法について説明します。提出は自治体申請システムを利用して提出します。

申請書の提出は特車申請 PR サイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) の「自治体申請システムについて」、「ログイン画面へ」の順で押すと、申請データの提出準備が始まります。

「自治体申請システムについて」を押します。

「ログイン画面へ」を押します。

自治体申請システム：ログイン画面へ

本システムを初めて利用する場合は、「ユーザー未登録はこちら」を押して、申請者の基本的な情報を入力することで、「ID・パスワード」の発行がされます。（特殊車両システムで発行した ID・パスワードではログインできません）

発行されたら、「ID・パスワード」情報を入力してログインします。ログインができれば、「新規申請依頼を出す」を押します。

発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。

「ログイン」を押します。

ユーザー未登録の方はこちら
新規ユーザー登録します。

ID・パスワードを持っていない場合は「新規登録」を押します。

「新規申請依頼を出す」を押します。



作成し、ダウンロードした申請書、申請データ（tks ファイル）を読み込みます。
「次へ」を押すと、その他のファイルを読み込む画面に移ります。スキャンした手書きの経路はそこでアップロードします。

申請データに含まれる市町村の道路管理者が表示されますので、申請データを提出する道路管理者の欄にチェックを付けます。チェックを付けた後は、申請を押すと提出が完了します。

※なお、詳しい自治体申請システムの利用方法は、以下の URL の「自治体申請マニュアル～操作マニュアル（申請者向け）～」をご覧ください。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/03_jichitai_manual.pdf

□ 詳しい操作方法について

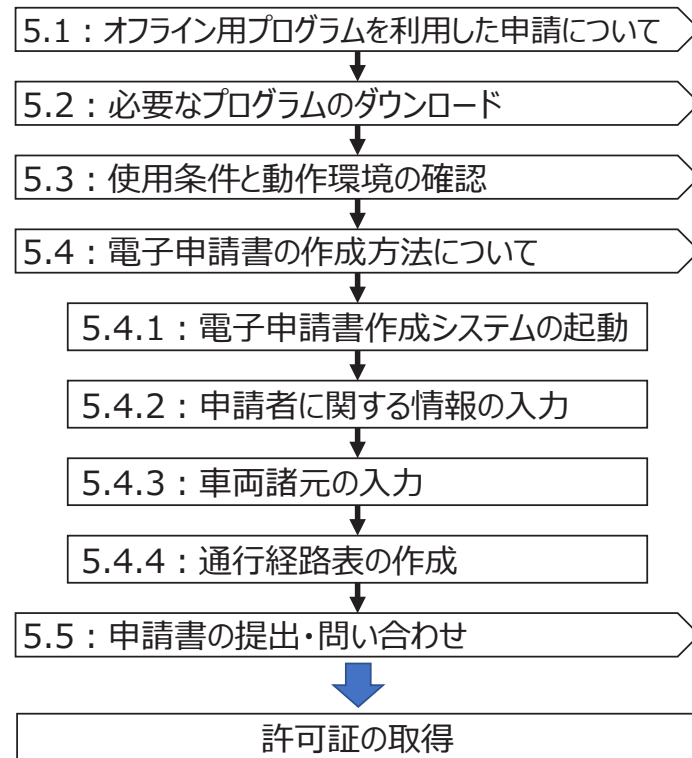
オンライン申請システムの詳しい操作方法については、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』に掲載されている『「特殊車両オンライン申請システム」操作説明資料[PDF]』を参照してください。

参考資料の URL は以下の通りです。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/simpleOnlineManual_Ver202010.pdf

第5章 オフライン用プログラムを利用した申請の手順

ここでは、オフライン用プログラムを用いた農耕トラクタ車両の申請方法について説明します。許可証取得までの流れは下図の通りです。ここでは、申請書の入力から提出するまでの手順を紹介します。



□ オフライン用プログラムを利用した申請について

○ オフライン用プログラムを利用した申請とは

オフライン用プログラムを利用した申請は、オフライン用プログラムを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成し、申請する方法です。

申請者は、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP か 71～72 ページの国の機関の申請・問合せ窓口からオフライン用プログラムを入手し、申請書を作成・印刷し、申請事務取扱窓口で申請書類を提出して申請を行います。

○ オフライン用プログラムを利用した申請のメリット

申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類を作成することができます。




□ 必要なプログラムのダウンロード方法

国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』より、『電子申請書作成システム』及び『道路情報便覧付図表示システム』をダウンロードします。

URL: <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

オフライン用プログラムおよび操作マニュアル

名称	バージョン	概要
電子申請書作成システム（インストーラ）		<p>「電子申請書作成システム（インストーラ）」で特殊車両をダウンロードします。</p> <p>※新バージョン（元号改正対応版）の電子申請書作成システムについては、こちらよりセットアップください。 ※2021/4/1時点の道路情報便覧が収録されています。</p>
電子申請書作成システム用便覧更新データ [mdb]	NEW! Ver.210901	電子申請書作成システムの最新（2021/09/01時点）の道路情報便覧が収録されたデータ更新用のMDBファイルを提供します。
電子申請書作成システム操作マニュアル[PDF]	V202005	最新（V202005版）のオフライン用システムの操作マニュアルです。
道路情報便覧表示システム（インストーラ）	V201909	<p>特殊車両通行許可申請における通行経路表の作成に必要な交差点番号を確認することができるプログラムです。</p> <p>※新バージョン（許可不要区間対応版）の道路情報便覧表示システムについては、こちらよりセットアップください。 ※2019/9/1時点の道路情報便覧が収録されています。</p>
道路情報便覧表示システム用便覧更新データ [mdb]	NEW! Ver.210901	道路情報便覧表示システム（注意：V201909版をご利用の方）の最新（2021/09/01時点）の道路情報が収録されたデータ更新用のファイルを提供します。
道路情報便覧付図表示システム（インストーラ）	NEW! V20210901	<p>「道路情報便覧付図表示システム（インストーラ）」をダウンロードします。</p> <p>※新バージョン（許可不要区間対応版）の道路情報便覧付図表示システムです。 ※2021/9/1時点の道路情報便覧が収録されています。</p>


 一般財団法人 道路新産業開発機構
 Highway Industry Development Organization

[特殊車両通行許可制度について](#)
[システム利用規約 初めにお読みください](#)
[特殊車両通行許可システムによるオンライン申請について](#)
[代理申請について](#)
[自治体申請システムについて](#)
[誘導等講習](#)
[各種ダウンロード 操作マニュアル、オフラインツール、他](#)

[お問い合わせ先](#)
[お問い合わせ先](#)



□ 電子申請書作成システムの使用条件と動作環境について

○ 使用条件（抜粋）

- ① 道路情報便覧データ等を 1 台のコンピュータに複製（インストール）して使用することができます。
- ② 本製品をご利用頂く場合は、Windows 中のシステムファイルの一部を書き換えます。つきましては、インストールを行う前にお客様側の責任であらかじめバックアップ等の作業を行ってください。
- ③ 本製品以外のソフトをインストールした場合の動作環境の変化による不都合について保証・責任は負いません。
- ④ その他は「電子申請書作成システム」の使用許諾に準拠します。

○ 動作環境

「電子申請書作成システム」に収録されている 3 つのシステムは以下の環境で動作します。

（ハードウェア） 日本語 Windows8.1, Windows10 が稼動する機種

メモリ容量 64M B 以上を推奨

ディスク空き容量 150M B 以上

画面解像度 1024×768 ピクセル

C D - R O M ドライブ

F D ドライブ

日本語 Windows8.1, Windows10 に対応した A 4 サイズページプリンタ

（ソフトウェア） O S 日本語 Windows8.1, Windows10 が組み込まれていること

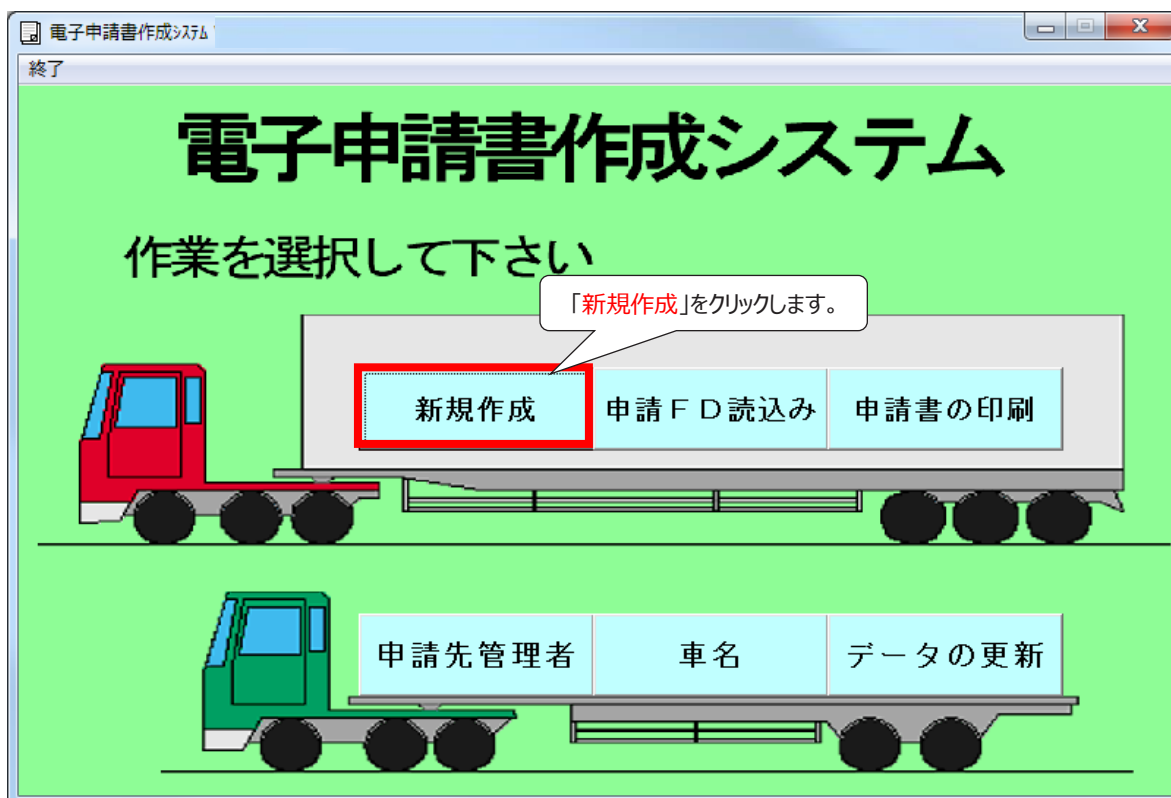
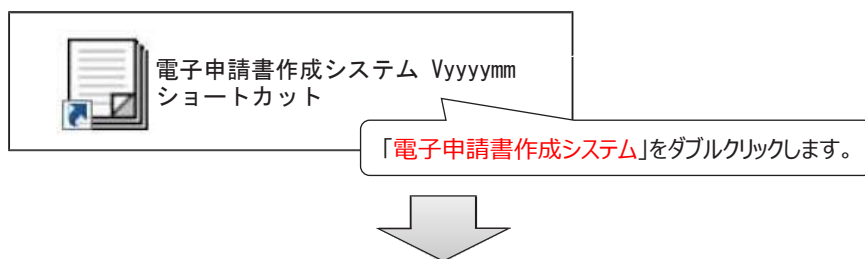
※Windows8.1, Windows10 は、米国 Microsoft Corp の商標です。

※Windows7, Windows8 は、Microsoft 社の OS サポート終了に伴い、推奨環境から除外
(R2 年 1 月現在)

□ 電子申請書作成システムを使用した電子申請書の作成方法

○ 電子申請書作成システムの起動

デスクトップに作成された「電子申請書作成システム」をダブルクリックすると、電子申請書作成システムが起動します。





○ 申請者に関する情報の入力

申請者に関する情報および申請区分・分類に関する情報（様式 01、02）を、以下の画面にて入力します。申請書に記載する車両諸元は、申請する農耕トラクタの車両諸元一覧・カタログ等を確認して記入してください。カタログ等に車両諸元が記載されていない場合は、車両を購入した販売店にお問合せください。車両諸元に記載する項目は以下の通りです。

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

道路管理者 市町村長

住所 〒 100 - 0000 (都道府県名から入力して) 東京都千代田区大手町

①道路管理者をプルダウンメニューより選択します。

会社名 (全角ふが) カブシキガイシャ トクシャノウジョウ (全角で24文字まで)
(漢字) 株式会社 特車農場 TEL 00 - 1111 - 1111 (全角で10文字まで)

②申請者情報を入力します。

代表者 (全角ふが) トクシャ タロウ (全角で20文字まで)
(漢字) 特車 太郎 (全角で20文字まで)

③通行開始日、通行終了日を入力します。
※申請期間は最大2年間

担当者 特車 一郎

代理人 なし

通行開始日～通行終了日 2022 年 4 月 1 日 ～ 2024 年 3 月 31 日

最小回転半径 360 cm 往路 (積載貨物あり) かつ復路 (積載貨物なし) を申請する 車両諸元入力

④最小回転半径を入力します。
※原則トラクタ単体の数値を入力

⑤『車両諸元入力』に進みます。

業区分	基本通行条件			建設機械	一般
	高さ	長さ	重量		
その他A				建設機械	一般

積 載 貨 物 品 名			
幅(Cm)	高さ(Cm)	長さ(Cm)	
			トラック・クレーン以外の建設機械

印刷(P) 画面に戻る(B) 閉じる(E)

○ 車両諸元の入力

申請の区分・分類および車種区分等の車両諸元を以下の画面にて入力します。

なお、オフライン用プログラムを使用した申請においても、各軸間距離の入力により最遠軸距、最小隣接軸距及び隣接軸重が自動入力される仕組みです。このため、トラクタ+被けん引車の組み合わせを申請する場合には、実測が必要になります。

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

区分・分類

普通/包括 申請区分 事業区分 経路数 通行区分

普通申請 1. 新規 3. その他 A 2. 往復

① 普通/包括、申請区分、事業区分、通行区分をプルダウンメニューより選択、経路数を半角数字で入力します。
※事業区分は『その他 A』を選択します。

② 『建設機械』を選択します。

車両の種類 車両分類 連結車分類等

2. 建設機械 1. 一般 その他

軸 種 軸 数

1. 軸数：2軸、前1軸

③ 軸種を選択します。
農耕トラクタ単体の場合は、『軸数：2軸、前1軸』を、
農耕トラクタおよび被けん引車（1軸）の場合は、『軸数：3軸、トラック前2軸』を選択します。

車名 型式 陸運支局 車両番号 他台数

日本 - ABCD 川崎 - 100 あ 1234 +

④ 車両情報を入力します。

幅 高さ 長さ

Cm Cm Cm

積載貨物

分類 品名

車両（自走式） 02. トラック・クレーン以外の建設機械

⑤ 積載貨物の分類、品目を選択します。
積載貨物がない場合は『空車』を選択します。

⑥ 『次頁』に進みます。

下線の付加された項目および各操作内容が表示される。

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)



【農耕トラクタ単体の場合】

農耕トラクタ単体の場合は、「軸種」から「軸数：2軸、トラック前1軸」を選択し、車両諸元を以下の画面にて入力します。

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

軸種 軸数：2軸、前1軸

注)前頁で積載貨物を選択しても積載物重量は入力できません

自重		幅(B) (Cm)	高さ(H) (Cm)	長さ(L) (Cm)	積載物重量	
トラックトラクタ(t)	乗員(人)				前部(t)	後部(t)
4.38	1	273	260	630		

車両の種類 建設機械

⑦総重量を入力します。

⑧トラクタと作業機を連結した状態の寸法を入力します。

⑨L1にトラクタの前輪から後輪までの長さ、L2にトラクタの重心から後輪までの長さ (L1÷2 でよい) を入力します。

⑩総重量÷軸数の重量を入力します。

⑪最外輪中心間距離を確認し、Gコードを入力します。

⑫『入力チェック』でエラーが無いかを確認します。

⑬『印刷』で申請書を印刷します。

⑭『閉じる』で通行経路表作成画面に進みます。

L1	L2	L9	L10
230	115		

軸数(輪)	A軸	B軸	C軸	D軸	E軸	F軸	最小接地軸距(Cm)	最外輪中心間距離(Cm)
空車軸重(t)	2.44	2.44						230
G1ト ^s	1	1						200

入力チェック(K) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(H)

【農耕トラクタおよび被けん引車（1軸）の場合】

被けん引車にタイヤが1軸ある場合は、「軸種」から「軸数：3軸 トラック前2軸」を選択し、車両諸元を以下の画面にて入力します。

⑦ 総重量を入力します。

注)前頁で積載貨物を選択しても積載物重量は入力できません

自 重			幅(B) (Cm)	高さ(H) (Cm)	長さ(L) (Cm)	積載物重量	
トラックトラクタ(t)	乗員(人)	トレー(t)				前 部(t)	後 部(t)
3.3	1		273	260	780		

⑧ トラクタと作業機を連結した状態の寸法を入力します。

⑨ L1 にトラクタの前輪から作業機の後輪までの長さ
 L2 に重心から後輪までの長さ (L1÷2 でよい)
 L3 にトラクタの前輪から後輪までの長さ
 L4 にトラクタの重心から後輪までの長さ (L3÷2 でよい)
 L5 にトラクタの重心から作業機の後輪までの長さ (L1-L4 でよい) を入力します。

各軸の軸間距離および荷重点等の距離(Cm)									
L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
680	340	230	115	565					

⑩ 総重量÷軸数の重量を入力します。

⑪ 最外輪中心間距離を確認し、Gコードを入力します。

	A 軸	B 軸	C 軸	中心間距 (Cm)
輪数(輪)	1	1	1	200
空車軸重(t)	3.3	3.3	3.2	
Gコード	1	1	1	

⑬ 『印刷』で申請書を印刷します。

⑭ 『閉じる』で通行経路表作成画面に進みます。

⑫ 『入力チェック』でエラーが無いかを確認します。



【包括申請の場合】

包括申請を行う場合、以下の手順で車両番号や車両諸元を複数入力します。

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

区分・分類 普通/包括 申請区分 1. 新規 3. その他 A 経路数 2 通行区分 2. 往復

車種区分 2. 建設 ①包括申請を選択します。

軸種 1. 軸数：2軸、前1軸

車名	型式	陸運支局	車両番号	他台数
日本	-	川崎	100 あ 1234	+
トラック	-	-	-	+

②車名、型式、車両番号を入力する際にクリックします。

12. 空車

基本通行条件 高さ 長さ 重量 0. ナシ 0. ナシ 0. ナシ

⑥『次頁』に進みます。

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

下線の付加された項目および各操作ボタン上にカーソルをせると操作内容が表示される。

車名・型式 ⑤前の画面へ戻ります。

戻る(B)

整理番号	車名	型式
1	日本	ABCD

③型式を追加する際にクリックします。

整理番号	台数	陸運支局	車両番号
1	1	川崎	100 あ 1234
2	1	川崎	100 い 2222

④車両番号を追加する際にクリックします。

次台数 (合計) 2 台

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

車両分類 一般 軸種 軸数: 2軸、前1軸

車両の種類 建設機械

⑥登録した全ての車両に対して、**自重、幅、高さ、長さ**を入力します。

トラック・トラクタ トレーラ

整理番号	トラック・トラクタ(t)	自重	乗員(人)	幅(B) (cm)	高さ(H) (cm)	長さ(L) (cm)	積載物重量	
							前部(t)	後部(t)
1	4.88	1		273	260	630		
2	4.88	1		273	260	630		

⑦『次頁』に進みます。

1行削除 複写 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

車両分類 一般 軸種 軸数: 2軸、前1軸

車両の種類 建設機械

⑧登録した全ての車両に対して、**各軸の軸間距離等**を入力します。

トラック・トラクタ トレーラ

各軸の軸間距離および過重点等の距離(Cm)

整理番号	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L9	L10
1	230	115								
2	230	115								

⑨『次頁』に進みます。

1行削除 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

車両分類 一般 軸種 軸数: 2軸、前1軸

車両の種類 建設機械

⑩登録した全ての車両に対して、**軸数、軸重、Gコード**を入力します。

トラック・トラクタ トレーラ

整理番号	A軸		B軸		C軸		D軸		E軸		F軸	
	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重	軸数	軸重
1	1	2.44	1	2.44	1		1		1		1	
2	1	2.44	1	2.44	1		1		1		1	

⑪『入力チェック』でエラーが無いかを確認します。

⑫『印刷』で申請書を印刷します。

⑬『閉じる』で通行経路表作成画面に進みます。

1行削除 入力チェック(C) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)



包括申請で、異なる軸種車両を入力する場合、以下の手順で入力します。軸種の数だけ、以下の手順を繰り返します。

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

車両分類 一般 軸種 軸数：2軸、前1軸

車両の種類 建設機械

トラック・トラクタ トレーラ **トラック・トラクタの車両諸元を入力して下さい。**

整理番号	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸		
	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値	軸数	軸重	G値
1	1	2.44	1	1	2.44	1												
1	1	2.44	1	1	2.44	1												
2	1	2.44	1	1	2.44	1												

⑭入力チェック後、『複数軸種』をクリックします。

1行削除 複数軸種 入力チェック(X) 印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

申請書類に関する内容 <申請データファイル名>申請車両.dat

区分・分類 普通/包括 申請区分 新規 事業区分 其他 A 経路数 2 通行区分 往復

車種区分 車両の種類 建設機械 ⑮追加する軸種を選択します。 連結車分類等 其他

2. 軸数：3軸、前1軸

トラック・トラクタ	車名	型式	陸運支局	車両番号	他台数
トラック・トラクタ	日本	EFGH	川崎	100 う 3333	
トレーラ					

積載貨物 幅 Cm 高さ Cm

空車

⑯車名、型式、車両番号を入力します。

基本通行条件 高さ ナシ 長さ ナシ 重量 ナシ

下線の付加された項目および各操作ボタン上にカーソルを合わせると操作内容が表示される。

印刷(P) 閉じる(E) 前頁(B) 次頁(N)

※車両諸元について

- 総重量 : トラクタの重量 + 作業機（直装型作業機又は被けん引車。以下同じ。）の重量 + 運転者の体重（55kg）の合計を記入します。ただし、被けん引車に堆肥等の貨物を積載する場合には、当該貨物の最大積載重量を加えます。
- 最大軸重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn分の1を記入します。
- 隣接軸重 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの総重量を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）被けん引車が1軸の場合はトラクタの総重量を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうのトラクタ又は被けん引車の総重量を記載
- 最大輪荷重 : （トラクタ + 作業機の軸数の合計がn軸の場合）総重量のn × 2分の1を記入します。
- 長さ : トラクタの長さ + 作業機の長さの合計を記入します。
- 幅 : トラクタの幅と作業機の幅のいずれか大きい方を記入します。
- 高さ : （トラクタ単体の場合）トラクタの高さを記載
（トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの高さと直装型作業機の高さ + 20cmのいずれか大きい方を記載
（トラクタ + 被けん引車の場合）トラクタの高さと被けん引車の高さのいずれか大きい方を記載
- 最遠軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 直装型作業機の場合）トラクタの軸距を記載
 - （トラクタ + 被けん引車の場合）（トラクタの長さ + 被けん引車の長さ） - （トラクタ前端から前軸の中心までの距離 + 被けん引車の後軸中心から被けん引車の後端までの距離）を記載
- 最小隣接軸距 : 総重量が20トン以下であれば記入不要です。ただし、申請者は、道路管理者の求めがあれば、車両諸元一覧、または実測により記載を必要とします。
 - 記載を必要とする場合
 - （トラクタ単体の場合）トラクタの軸距を記載



- (トラクタ+直装型作業機の場合) トラクタの軸距を記載
 (トラクタ+被けん引車の場合) 被けん引車が1軸の場合はトラクタの軸距を記載、2軸の場合はトラクタの軸距と被けん引車の軸距のどちらか短いほうを記載
 ただし、下記「(注)」を参照願います。
- 最小回転半径 : (トラクタ単体の場合) トラクタの最小回転半径を記載
 (トラクタ+直装型作業機の場合) トラクタの最小回転半径を記載
 (トラクタ+被けん引車の場合) 申請のあったトラクタ+被けん引車と幅及び長さが同一以上の『農耕トラクタ及び作業機の代表的な組合せの軌跡図』(P68参照)より選択し、その最小回転半径を記入します。
 - 軸種数 : 申請する軸種の数を記入します。例えば、「農耕トラクタ単体」のみを申請する場合は1、「農耕トラクタ単体」と「農耕トラクタおよび被けん引車(1軸)」を包括申請する場合は2を記入します。
 - Gコード : Gコードとは、以下のGコード表において、最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離(各軸の車輪と車輪の中心間距離)に対応する「コード1～5」のいずれかを指します。
 (トラクタ単体の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅に対応する「コード1～5」のいずれかを記入します。
 (トラクタ+直装型作業機の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅に対応する「コード1～5」のいずれかを記入します。
 (トラクタ+被けん引車の場合) 以下のGコード表において、トラクタの幅と被けん引車の幅のいずれか小さい方に対応する「コード1～5」のいずれかを記入します。

最外輪中心間距離 (Gコード)	コード
200 c m以下	1
201 c m～225 c m	2
226 c m～250 c m	3
251 c m～275 c m	4
276 c m～	5

(注) オフライン用プログラムを使用した申請においては、各軸の軸間距離の入力により最遠軸距、最小隣接軸距及び隣接軸重が自動入力される仕組みです。このため、トラクタ+被けん引車の組み合わせをオフライン用プログラムを使用した申請する場合には、各軸間距離の実測が必要となります。

○ 通行経路表の作成

通行したい経路を以下の画面にて入力します。

農耕トラクタの特殊車両通行許可手続の簡素化！

農耕トラクタの申請については、下記システムによる詳細な通行経路の申請に代えて、**地図に手書きで経路を記入したもの等の簡略化した経路図（作成例はP30参照）のみで申請することが可能です！**

The screenshot shows a web application for creating routes. The interface includes a top navigation bar with buttons for 'Route Reading', 'Route Saving', 'Route Addition', 'Route Deletion', 'Zone Confirmation', and 'Large Vehicle Application Confirmation'. Below this is a search area for start and destination points, followed by a table for entering route segments. Each segment is defined by a 'Route' and a series of 'Intersection Numbers' (e.g., 1-5, 6-10, 11-15, 16-20, 21-25). A 'Route Check' button is located at the bottom. Five callout boxes provide instructions: ① Enter start and destination addresses; ② Refer to a road information system to enter intersection numbers; ③ Check for errors; ④ Save the route data; ⑤ Print the application form.

④ 通行経路のデータを保存します。

⑤ 『印刷』で申請書を印刷します。

① 出発地、目的地の住所を入力します。

② 道路情報便覧付図表示システム（要インストール）を参照し、通過する交差点番号を入力します。

③ 『通行経路チェック』でエラーが無いかを確認します。



□ 申請書の提出・問合せ

作成した申請書類は、手書き申請と同様に、以下の窓口に紙提出します。問合せも同じ窓口になります。

複数の道路管理者をまたぐ申請の場合に、国道を含む場合は国の機関へ、都道府県・政令市を含む場合は都道府県・政令市へ申請することによりワンストップで申請が可能です。

ただし、それ以外の市町村道のみを通行する際には個別の申請が必要になります。

- 国の機関の申請・問合せ窓口（71～72 ページ参照）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000062.html

- 都道府県・政令市の申請・問合せ窓口（73～83 ページ参照）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000064.html

□ 詳しい操作方法について

電子申請書作成システムの詳しい操作方法については、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP『各種ダウンロード』に掲載されている『電子申請書作成システム操作マニュアル [PDF]』を参照してください。

その他参考情報

(参考) 車両諸元一覧及び代表的な組合せの軌跡図

農耕トラクタの通行許可申請にあたり、農耕トラクタ、直装型作業機又は被けん引車の車両諸元（総重量、長さ、幅、高さ等）を記載いただく必要があります。農林水産省作成の車両諸元一覧（下記の国土交通省 HP に掲載）の値、又は、申請者がお持ちの車両諸元情報の記載のあるカタログに記載の値を活用し、車両諸元の記載要領（手書き申請については P28・29、オンライン申請については P42・43、オフライン用プログラムを用いた申請については P64・65 参照）を参考に、記載願います。

また、農耕トラクタの通行許可申請にあたり、道路管理者から車両諸元情報の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の書類に加えて、場合によっては、軌跡図（右折する時の車体の動きを描画した図。農耕トラクタの交差点の折進の可否の審査に用いる。）の提出を求められることがあります。

軌跡図の描画には専門的な知識が必要となるため、農林水産省において主要な大きさの農耕トラクタに直装型作業機又は被けん引車を装着した時の軌跡図を作成し、国土交通省から道路管理者に対して、道路管理者の審査に活用できるよう周知しております。

【国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP】

「農耕トラクタの特殊車両通行許可申請について」に、農耕トラクタ等の車両諸元一覧及び主要な大きさの農耕トラクタに直装型作業機又は被けん引車を装着した時の軌跡図を掲載

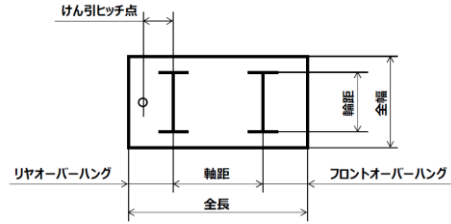
URL : <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



□トラクタの車両諸元の例

単位：mm

	トラクタ①	トラクタ②	トラクタ③	トラクタ④	備考
軸距	2700	2800	2900	3000	モデル判定寸法
全長	5500	5700	5900	6150	モデル判定寸法
全幅	2500	2750	2750	2750	モデル判定寸法
軸距(前輪)	1850	1850	1850	1850	
フロントオーバーハング	1500	1550	1600	1650	
リアオーバーハング	1300	1350	1400	1500	
最小旋回半径	6000	6400	7000	7700	
けん引ヒッチ点	810	840	870	900	



□直装型作業機の車両諸元の例

ハロー型 単位：mm

	ハロー①	ハロー②	ハロー③	ハロー④
幅	3000	3500	4000	4500
長さ	2000	2000	2000	2000

カルチ型 単位：mm

	カルチ①	カルチ②	カルチ③
幅	3500	3500	4000
長さ	3000	4000	4000

ブ라우型 単位：mm

	ブ라우①	ブ라우②	ブ라우③	ブ라우④	ブ라우⑤
幅	3000	3000	3000	3000	3500
長さ	5000	6000	7000	8000	6000

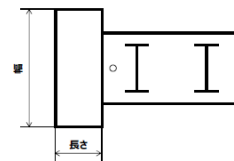
フロントローダ型 単位：mm

	フロントローダ①
ローダ幅	2500
ローダ長さ	1000
後部作業機幅	2500
後部作業機長さ	2000

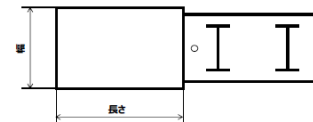
前装作業機 単位：mm

	前装①	前装②
前装作業機幅	3000	3500
前装作業機長さ	2000	1000
後部作業機幅	3000	-
後部作業機長さ	3100	-

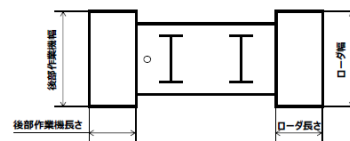
ハロー及びカルチ



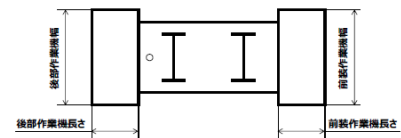
ブ라우



フロントローダ



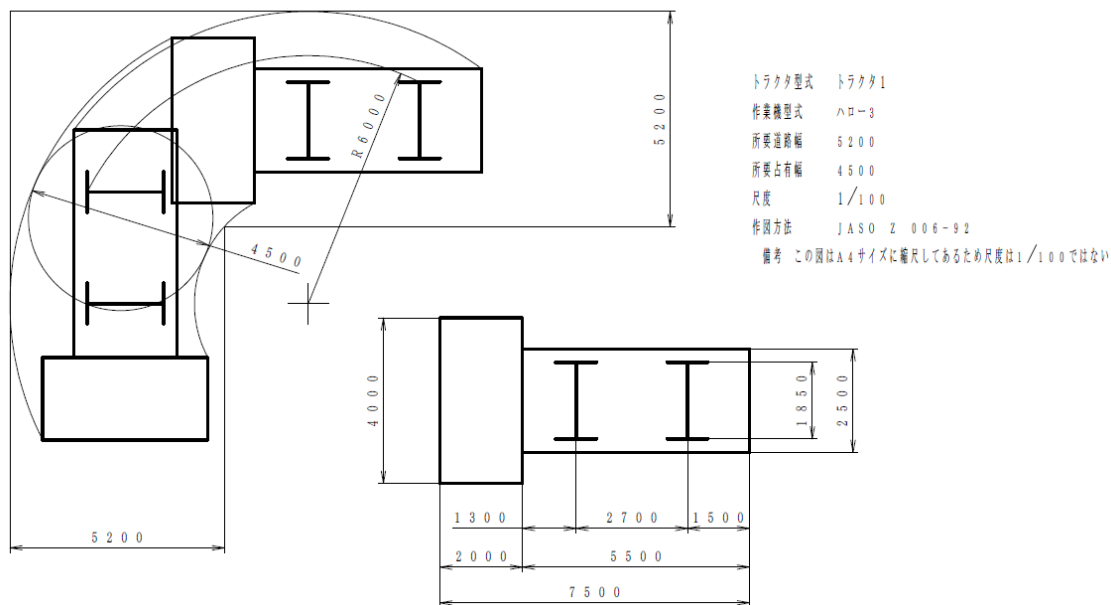
前装作業機



□軌跡図の例

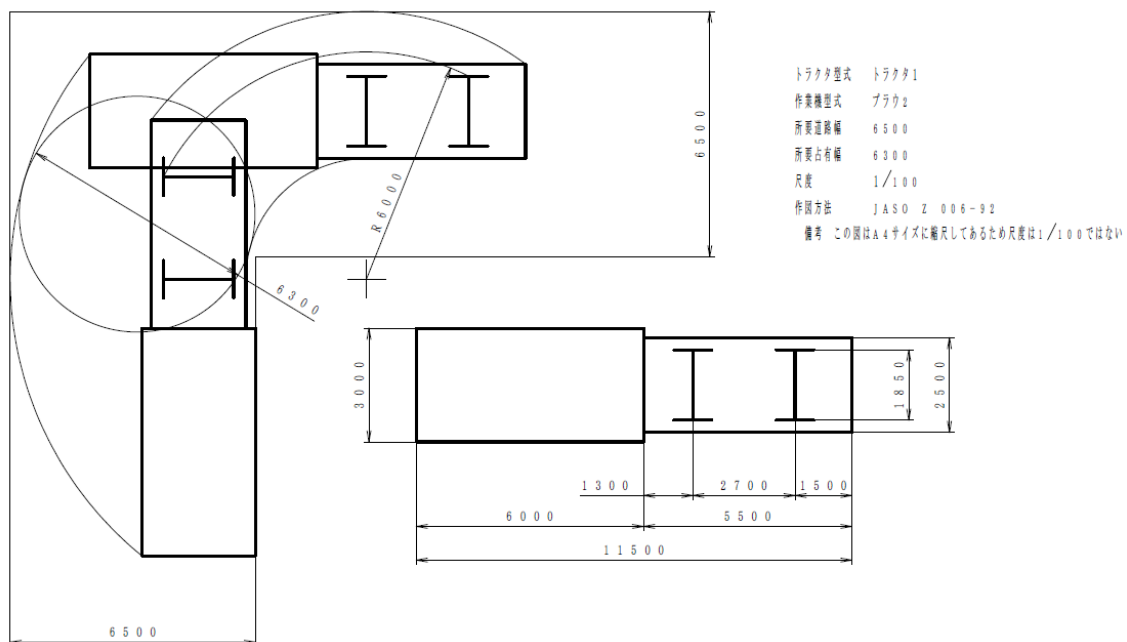
例 1：トラクタ 1+ハロー3の軌跡図

手書き図によるトラクタの直角旋回軌跡図



例 2：トラクタ 1+プラウ2の軌跡図

手書き図によるトラクタの直角旋回軌跡図





(参考) 申請・問合せ窓口

関東地方整備局のWebサイトから、国の機関、都道府県、政令市の申請・問合せ窓口を確認することができます。

※政令市以外の市町村は掲載しておりません。

【申請事務取扱窓口】

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

□ 国の機関

北海道開発局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌開発建設部 特定公物管理対策官	〒060-8506	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-4160

東北地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
仙台河川国道事務所 道路管理第一課	〒982-8566	仙台市太白区あすと長町4丁目1-60	022-304-1814
秋田河川国道事務所 道路管理第一課	〒010-0951	秋田市山王一丁目10-29	018-864-2291

関東地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
*道路部 交通対策課特殊車両第一係	〒330-9724	さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館19F	048-600-1346
東京国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒102-8340	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同 庁舎16F	03-3512-9066
横浜国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	045-316-3571
宇都宮国道事務所 管理第一課特車係	〒321-0931	宇都宮市平松町504	028-680-7762
常陸河川国道事務所 道路管理第一課占用係	〒310-0851	水戸市千波町1962-2	029-240-4100
相武国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒192-0045	八王子市大和田町4-3-13	042-644-3563
大宮国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒331-9649	さいたま市北区吉野町1-435	048-664-8409
千葉国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒263-0016	千葉市稲毛区天台5-27-1	043-285-0340
高崎河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒370-0841	高崎市栄町6-41	027-345-6042
長野国道事務所 管理第一課管理係	〒380-0902	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7007
甲府河川国道事務所 道路管理第一課占用係	〒400-8578	甲府市緑ヶ丘1-10-1	055-252-9590

*オンライン申請の新規受け付けは、関東地方整備局（本局）のみとなります。

北陸地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
新潟国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒950-0912	新潟市中央区南笹口2丁目1-65	025-246-7766

中部地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
静岡国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒420-0054	静岡市葵区南安倍2-8-1	054-250-8917
名古屋国道事務所 交通対策課特殊車両係	〒467-0833	名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	052-853-7354
三重河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒514-8502	津市広明町297	059-229-2221
岐阜国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒500-8262	岐阜市茜部本郷1-36-1	058-271-9835

近畿地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
京都国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒600-8234	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	075-351-3300
大阪国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒536-0004	大阪市城東区今福西2-12-35	06-6932-1428
兵庫国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒650-0042	神戸市中央区波止場町3-11	078-331-4484

中国地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017	松江市西津田2丁目6番28号	0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022	広島市南区東雲2丁目13番28号	082-281-4180

四国地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
香川河川国道事務所 道路管理第一課道路管理係	〒760-8546	高松市福岡町4-26-32	087-811-2534

九州地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
福岡国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒813-0043	福岡市東区名島3丁目24番10号	092-682-7754
熊本河川国道事務所 道路管理第一課道路管理第一係	〒861-8029	熊本市東区西原1丁目12-1	096-382-1111
鹿児島国道事務所 管理第一課(特車担当)	〒892-0812	鹿児島市浜町2番5号	099-216-3855

沖縄総合事務局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
南部国道事務所 管理第一課占用係	〒900-0001	那覇市港町2-8-14	098-861-2336



□都道府県・政令市

北海道

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道			
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒064-0811	札幌市中央区南 11 条西 16 丁目 2-1	011-561-0414
後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒047-8639	小樽市奥沢 1 丁目 21-1	0134-25-2444
渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒041-8554	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号	0138-47-9633
胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9872
上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒079-8613	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166-46-4926
留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8369
宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒097-8585	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-3727
オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒093-8670	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0726
十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	0155-26-9212
釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理)	〒085-0006	釧路市双葉町 6-10	0154-23-0563
札幌市			
札幌市 建設局総務部道路管理課	〒060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-211-2452

東北

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
青森県			
東青地域県民局 地域整備部管理課	〒030-0943	青森市大字幸畑字唐崎 76-4	017-728-0200
中南地域県民局 地域整備部管理課	〒036-8345	弘前市蔵主町 4	0172-32-0282
三八地域県民局 地域整備部管理課	〒039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-5151
西北地域県民局 地域整備部管理課	〒037-0046	五所川原市栄町 10	0173-35-2105
上北地域県民局 地域整備部管理課	〒034-0093	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4311
下北地域県民局 地域整備部管理課	〒035-0073	むつ市中央 1-1-8	0175-22-1231
岩手県			
盛岡広域振興局 土木部管理課	〒020-0023	盛岡市内丸 11-1	019-629-6632
盛岡広域振興局 土木部岩手土木センター管理用地課	〒028-4307	岩手郡岩手町大字五日市 9-48	0195-62-2888
県南広域振興局 土木部管理課	〒023-0053	奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2881
県南広域振興局 土木部花巻土木センター管理課	〒025-0075	花巻市花城町 1-41	0198-22-4971
県南広域振興局 土木部北上土木センター管理課	〒024-8520	北上市芳町 2-8	0197-65-2738
県南広域振興局 土木部遠野土木センター管理用地課	〒028-0525	遠野市六日町 1-22	0198-62-9938
県南広域振興局 土木部一関土木センター管理課	〒021-8503	一関市竹山町 7-5	0191-26-1418
県南広域振興局 土木部千厩土木センター管理課	〒029-0803	一関市千厩町千厩字北方 85-2	0191-52-4971
沿岸広域振興局 土木部管理課	〒026-0043	釜石市新町 6-50	0193-25-2708
沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター管理課	〒027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2221
沿岸広域振興局 土木部岩泉土木センター管理課	〒027-0501	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24-3	0194-22-3116

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県			
沿岸広域振興局 土木部大船渡土木センター管理課	〒022-8502	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9919
県北広域振興局 土木部管理課	〒028-8042	久慈市八日町 1-1	0194-53-4990
県北広域振興局 土木部二戸土木センター管理課	〒028-6103	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9209
宮城県			
宮城県 土木部道路課 道路管理班	〒980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-3152
秋田県			
鹿角地域振興局 建設部用地課	〒018-5201	鹿角市花輪字六月田 1	0186-23-2302
北秋田地域振興局 建設部用地課	〒018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱 76 番地 1	0186-62-3114
山本地域振興局 建設部用地課	〒016-0815	能代市御指南町 1 番 10 号	0185-52-6102
秋田地域振興局 建設部用地課	〒010-0951	秋田市山王 4 丁目 1 番 2 号	018-860-3452
由利地域振興局 建設部用地課	〒015-8515	由利本荘市出戸町水林 366 番地	0184-22-5437
仙北地域振興局 建設部用地課	〒014-0062	大仙市大曲上栄町 13 番 62 号	0187-63-3116
平鹿地域振興局 建設部用地課	〒013-8502	横手市旭川一丁目 3 番 41 号	0182-32-6208
雄勝地域振興局 建設部用地課	〒012-0857	湯沢市千石町二丁目 1 番 10 号	0183-73-6165
山形県			
村山総合支庁(本庁舎) 建設部建設総務課	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8288
村山総合支庁(西庁舎) 建設部西村山建設総務課	〒991-8501	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8700
村山総合支庁(北庁舎) 建設部北村山建設総務課	〒995-0024	村山市楯岡苗田 4-5-1	0237-47-8600
最上総合支庁 建設部建設総務課	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	0233-22-1111
置賜総合支庁(本庁舎) 建設部建設総務課	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50	0238-26-6000
置賜総合支庁(西庁舎) 建設部西置賜建設総務課	〒993-8501	長井市高野町 2-3-1	0238-88-8200
庄内総合支庁 建設部建設総務課	〒997-1392	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-2111
福島県			
県北建設事務所 総務部行政課	〒960-8043	福島市中町 7-17 ふくしま中町会館 7 階	024-522-2114
県中建設事務所 総務部行政課	〒963-8540	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1427
県南建設事務所 総務部行政課	〒961-0971	白河市昭和町 269	0248-23-1616
会津若松建設事務所 総務部行政課	〒965-8501	会津若松市追手町 7-5	0242-29-5414
喜多方建設事務所 総務部行政課	〒966-0901	喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3	0241-24-5713
南会津建設事務所 総務部総務課	〒967-0004	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5306
相双建設事務所 総務部行政課	〒975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1212
いわき建設事務所 総務部行政課	〒970-8026	いわき市平字梅本 15	0246-24-6109
仙台市			
仙台市 建設局道路部道路管理課	〒980-8671	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-8370

関東

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
茨城県			
茨城県庁 土木部道路維持課	〒310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-4467
水戸土木事務所 道路管理課	〒310-0802	水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎 4F	029-225-4061
常陸大宮土木事務所 道路管理課	〒319-2255	常陸大宮市野中町 3083-2	0295-52-3152
常陸大宮土木事務所 大子工務所 道路管理課	〒319-3526	久慈郡大子町大子 1834-1	0295-72-1715
常陸太田工事事務所 道路管理課	〒313-0013	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎 2F	0294-80-3362
高萩工事事務所 道路管理課	〒318-0003	高萩市大字下手綱 1405-2	0293-22-2255
鉾田工事事務所 道路管理課	〒311-1504	鉾田市安房 1414	0291-33-2143
潮来土木事務所 道路管理課	〒311-2424	潮来市潮来 1086-1	0299-62-3756



受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
茨城県			
竜ヶ崎工事事務所 道路管理課	〒301-0007	龍ヶ崎市馴柴町 35	0297-65-1297
土浦土木事務所 道路管理課	〒300-0815	土浦市中高津 3-11-5	029-822-4346
筑西土木事務所 道路管理課	〒308-0841	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎 3F	0296-24-9269
常総工事事務所 道路管理課	〒300-2706	常総市新石下 1317-10	0297-42-2505
境工事事務所 道路管理課	〒306-0431	猿島郡境町西泉田 1293	0280-87-0458
栃木県			
宇都宮土木事務所 管理課	〒321-0974	宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3157
鹿沼土木事務所 保全部	〒322-0068	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-65-3212
日光土木事務所 保全管理課	〒321-1414	日光市萩垣面 2390-7	0288-53-1210
真岡土木事務所 管理課	〒321-4305	真岡市荒町 116-1	0285-83-8302
栃木土木事務所 管理課	〒328-8504	栃木市神田町 6-6	0282-23-3435
矢板土木事務所 保全部	〒329-2163	矢板市鹿島町 20-11	0287-44-2186
大田原土木事務所 管理課	〒324-8765	大田原市紫塚 2-2564-1	0287-23-6613
烏山土木事務所 保全部	〒321-0621	那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1322
安足土木事務所 保全部	〒326-8555	足利市伊勢町 4-19	0284-41-2572
群馬県			
県土整備部 道路管理課	〒371-8570	前橋市大手町一丁目 1 番 1 号	027-897-2868
埼玉県			
県土整備部 道路環境課	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111
千葉県			
県土整備部 道路環境課	〒260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3136
東京都			
建設局 道路管理部路政課	〒163-8001	新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号	03-5320-5288
神奈川県			
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022	横須賀市公郷町 1-56-5	046-853-8800
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025	藤沢市鶴沼石上 2-7-1	0466-26-2111
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016	厚木市田村町 2-28	046-223-1711
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133	綾瀬市寺尾本町 1-11-3	0467-79-2800
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003	小田原市東町 5-2-58	0465-34-4141
神奈川県道路公社 技術部技術課	〒231-0023	横浜市中区山下町 1	045-479-7755
山梨県			
県土整備部道路管理課	〒400-8501	甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号	055-223-1695
山梨県道路公社 道路部道路管理課	〒400-0031	甲府市丸の内 2-14-13	055-226-3835
長野県			
佐久建設事務所 維持管理課管理係	〒384-0301	佐久市臼田 2015	0267-82-3101
佐久建設事務所 佐久北部事務所 維持管理課管理係	〒385-8533	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3111
上田建設事務所 維持管理課管理係	〒386-8555	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	0268-23-1260
諏訪建設事務所 維持管理課管理係	〒392-8601	諏訪市上川 1 丁目 1644 の 10 諏訪合同庁舎内	0266-53-6000
伊那建設事務所 維持管理課管理係	〒396-8666	伊那市伊那 3497 伊那合同庁舎内	0265-78-2111
飯田建設事務所 維持管理課管理係	〒395-0034	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	0265-23-1111
木曾建設事務所 維持管理課管理係	〒397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内	0264-24-2211
松本建設事務所 維持管理課管理係	〒390-0852	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内	0263-47-7800
安曇野建設事務所 維持管理課管理係	〒399-8205	安曇野市豊科 4960-1	0263-72-8880
大町建設事務所 維持管理課管理係	〒398-8602	大町市大町 1058-2	0261-22-5111
千曲建設事務所 維持管理課管理係	〒387-0007	千曲市大字屋代 1881	026-273-1720
須坂建設事務所 維持管理課管理係	〒382-0073	須坂市大字須坂字中縄手 1699-11	026-245-1670

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
長野県			
北信建設事務所 中野事務所 維持管理課管理係	〒383-0022	中野市中央 1-4-19	0269-22-3138
長野建設事務所 維持管理課管理係	〒380-0836	長野市大字南長野南県町 686-1 長野合同庁舎内	026-233-5151
北信建設事務所 飯山事務所 維持管理課管理係	〒389-2255	飯山市大字静間字町尻 1340-1	0269-62-4111
長野県道路公社 道路管理課	〒380-0837	長野市大字南長野字幅下 667-6	026-234-6883
さいたま市			
さいたま市 建設局北部建設事務所 土木管理課	〒330-8501	さいたま市大宮区大門町 3-1	048-646-3198
さいたま市 建設局南部建設事務所 土木管理課	〒338-8686	さいたま市中央区下落合 5-7-10	048-840-6199
千葉市			
千葉市 建設局土木部土木管理課	〒260-8722	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号	043-245-5387
横浜市			
横浜市 道路局道路部管理課	〒231-0005	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10	045-671-2770
川崎市			
川崎市 建設緑政局道路管理部路政課	〒210-8577	川崎市川崎区宮本町 1 番地	044-200-2812
相模原市			
相模原市 都市建設局 道路部路政課	〒252-5277	相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号	042-769-8359

北陸

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
新潟県			
村上地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒958-8585	村上市田端町 6-25	0254-52-7956
新発田地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒957-8511	新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号	0254-26-9196
新潟地域振興局新津地域整備部 庶務課行政係	〒956-0031	新潟市秋葉区新津 4524-1	0250-24-9662
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課行政係	〒959-4402	東蒲原郡阿賀町津川 1861-1	0254-92-4749
三条地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒955-0046	三条市興野 1 丁目 13 番 45 号	0256-36-2304
長岡地域振興局地域整備部 庶務課行政第一係	〒940-8567	長岡市沖田 2 丁目 173-2	0258-38-2619
魚沼地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒946-0004	魚沼市大塚新田 91-4	025-792-8314
南魚沼地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒949-6680	南魚沼市六日町 960	025-772-3952
十日町地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒948-0037	十日町市妻有町西 2 丁目 1 番地	025-757-9482
柏崎地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒945-8558	柏崎市三和町 5-55	0257-21-6311
上越地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒943-8551	上越市本城町 5 番 6 号	025-526-9505
糸魚川地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒941-0052	糸魚川市南押上 1-15-1	025-553-1965
佐渡地域振興局地域整備部 庶務課行政係	〒952-1555	佐渡市相川二丁目浜町 20 番地 1	0259-74-3392
富山県			
入善土木事務所 業務課	〒939-0642	下新川郡入善町上野 11473	0765-72-1243
新川土木センター 企画管理課業務班	〒937-0863	魚津市新宿 10-7	0765-22-9115
立山土木事務所 業務課	〒930-0221	中新川郡立山町前沢 2359-5	076-463-1101
富山土木センター 企画管理課業務班	〒930-0096	富山市舟橋北町 1 番 11 号	076-444-4446
高岡土木センター 企画管理課業務班	〒933-0806	高岡市赤祖父 211	0766-26-8423
砺波土木センター 企画管理課業務班	〒939-1532	南砺市寺家 330	0763-22-3547
小矢部土木事務所 業務課	〒932-0051	小矢部市今石動町 2-13-1	0766-67-0262
氷見土木事務所 業務課	〒935-0023	氷見市朝日丘 9-24	0766-74-8205
富山県道路公社 総務課	〒930-0096	富山市舟橋北町 4-19 森林水産会館内	076-441-6611
石川県			
石川県 土木部道路整備課	〒920-8580	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1726
新潟市			
土木総務課	〒951-8550	新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1	025-226-3013



中部

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜県			
岐阜土木事務所 施設管理課道路管理第一係	〒500-8384	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第1棟 8階	058-214-9602
大垣土木事務所 施設管理課道路管理係	〒503-0838	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
揖斐土木事務所 施設管理課施設管理係	〒501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111
美濃土木事務所 施設管理課施設管理係	〒501-3756	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
郡上土木事務所 施設管理課施設管理係	〒501-4292	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111
可茂土木事務所 施設管理課施設管理係	〒505-8508	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
多治見土木事務所 施設管理課施設管理係	〒507-8708	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
恵那土木事務所 施設管理課施設管理係	〒509-7203	恵那市長島町正家字後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
下呂土木事務所 施設管理課施設管理係	〒509-2592	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111
高山土木事務所 施設管理課施設管理係	〒506-8688	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111
古川土木事務所 施設管理課施設管理係	〒509-4263	飛騨市古川町上野 617-1	0577-73-2911
静岡県			
下田土木事務所 維持管理課	〒415-0016	下田市中 531-1	0558-24-2108
熱海土木事務所 用地管理課	〒413-0016	熱海市水口町 13-15	0557-82-9168
沼津土木事務所 管理課	〒410-0055	沼津市高島本町 1-3	055-920-2210
富士土木事務所 維持管理課	〒416-0906	富士市本市場 441-1	0545-65-2847
島田土木事務所 維持管理課	〒427-0019	島田市道悦 5丁目 7-1	0547-37-5274
袋井土木事務所 維持管理課	〒437-0042	袋井市山名町 2-1	0538-42-3215
浜松土木事務所 維持管理課	〒430-0929	浜松市中区中央 1丁目 12-1	053-458-7261
静岡県道路公社 維持管理課	〒420-0853	静岡市葵区追手町 9-18	054-254-3407
愛知県			
尾張建設事務所 維持管理課管理第一グループ	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2丁目 6番 1号	052-961-4419
一宮建設事務所 維持管理課管理グループ	〒491-0053	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4	0586-72-1415
海部建設事務所 維持管理課管理グループ	〒496-8533	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2163
知多建設事務所 維持管理課管理グループ	〒475-0828	半田市瑞穂町 2-2-1	0569-21-9074
西三河建設事務所 維持管理課管理グループ	〒444-0860	岡崎市明大寺本町 1丁目 4番地	0564-27-2757
西三河建設事務所西尾支所 管理課管理・用地グループ	〒445-0073	西尾市寄住町下田 13番地	0563-56-0145
知立建設事務所 維持管理課管理グループ	〒472-0026	知立市上重原町蔵福寺 124	0566-82-6463
豊田加茂建設事務所 維持管理課管理グループ	〒471-0867	豊田市常盤町 3丁目 28	0565-35-9326
豊田加茂建設事務所足助支所 管理課管理・用地グループ	〒444-2424	豊田市足助町岡田 3-1	0565-62-0047
新城設楽建設事務所 維持管理課管理グループ	〒441-1354	新城市片山字西野畑 532-1	0536-23-8690
新城設楽建設事務所設楽支所 管理課管理・用地グループ	〒441-2301	北設楽郡設楽町田口字川原田 6-18	0536-62-1311
東三河建設事務所 維持管理課管理第一グループ	〒440-0801	豊橋市今橋町 6	0532-52-1331
愛知県道路公社 道路管制室	〒475-0975	半田市彦洲町 3丁目 100番地	0569-26-5150
三重県			
桑名建設事務所 管理課	〒511-8567	桑名市中央町 5-71	0594-24-3662
四日市建設事務所 管理課	〒510-8511	四日市市新正 4-21-5	059-352-0667
鈴鹿建設事務所 管理課	〒513-0809	鈴鹿市西条 5-117	059-382-8683
津建設事務所 管理課	〒514-8567	津市桜橋 3-446-34	059-223-5203
松阪建設事務所 管理課	〒515-0011	松阪市高町 138	0598-50-0586
伊勢建設事務所 管理課	〒516-8566	伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5202
志摩建設事務所 管理課	〒517-0501	志摩市阿児町鶴方 3098-9	0599-43-9627
伊賀建設事務所 管理課	〒518-8533	伊賀市四十九町 2802	0595-24-8208

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
三重県			
尾鷲建設事務所 管理課	〒519-3695	尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3527
熊野建設事務所 管理課	〒519-4393	熊野市井戸町 371	0597-89-6141
静岡市			
静岡市 土木管理課	〒420-8602	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1442
浜松市			
南土木整備事務所	〒430-0923	中区北寺島町 617-6	053-457-1010
東・浜北土木整備事務所(東区)	〒435-8686	浜松市東区流通元町 20-3	053-424-0165
北土木整備事務所	〒431-1395	浜松市北区細江町気賀 305	053-523-2897
東・浜北土木整備事務所(浜北区)	〒434-8550	浜松市浜北区貴布祢 3000	053-585-1152
天竜土木整備事務所	〒431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481	053-922-0025
名古屋市			
名古屋市 緑政土木局道路部道路管理課	〒460-8508	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 1 号	052-972-2852

近畿

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
福井県			
福井県 土木部道路保全課	〒910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0477
福井県道路公社 道路課	〒910-0003	福井市松本 3 丁目 16-10	0776-26-7550
滋賀県			
滋賀県 土木交通部道路課	〒520-8577	大津市京町四丁目 1-1	077-528-4138
滋賀県道路公社 道路部	〒520-0807	大津市松本 1 丁目 2-1	077-524-0141
京都府			
乙訓土木事務所 施設保全室	〒617-0006	向日市上植野町馬立 8	075-931-2157
山城北土木事務所 施設保全室	〒610-0331	京田辺市田辺明田 1	0774-62-0325
山城南土木事務所 施設保全室	〒619-0214	木津川市木津上戸 18-1	0774-72-9686
南丹土木事務所 施設保全室	〒622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-0320
中丹東土木事務所 施設保全室	〒623-0012	綾部市川糸町丁畠 10-2	0773-42-8764
中丹西土木事務所 施設保全室	〒620-0055	福知山市篠尾新町 1 丁目 91	0773-22-5116
丹後土木事務所 施設保全室	〒626-0044	宮津市宇吉原 2586-2	0772-22-3245
京都府道路公社 業務課	〒602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104 番地-2 京都府庁西別館内	075-415-2321
大阪府			
池田土木事務所 維持管理課管理グループ	〒563-0025	池田市城南 1 丁目 1-1 豊能府民センタービル内	072-752-4111
茨木土木事務所 維持管理課管理グループ	〒567-0034	茨木市中穂積 1 丁目 3-43 三島府民センタービル内	072-627-1121
枚方土木事務所 維持管理課管理グループ	〒573-0027	枚方市大垣内町 2 丁目 15-1 北河内府民センタービル内	072-844-1331
八尾土木事務所 維持管理課管理グループ	〒581-0005	八尾市荘内町 2 丁目 1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515
富田林土木事務所 維持管理課管理グループ	〒584-0031	富田林市寿町 2 丁目 6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131
鳳土木事務所 維持管理課管理グループ	〒593-8324	堺市西区鳳東町 4 丁目 390-1 泉北府民センタービル内	072-273-0123
岸和田土木事務所 維持管理課管理グループ	〒596-0076	岸和田市野田町 3 丁目 13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601
兵庫県			
県土整備部土木局道路保全課	〒650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-4102
西宮土木事務所 管理第一課	〒662-0854	西宮市櫛塚町 2 番 28 号	0798-39-6108
宝塚土木事務所 管理第一課	〒665-8567	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797-83-3182
加古川土木事務所 管理第一課	〒675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9372



受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
兵庫県			
加東土木事務所 管理課	〒673-1431	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9389
姫路土木事務所 管理第一課	〒670-0947	姫路市北条 1 丁目 98	079-281-9458
光都土木事務所 管理課	〒678-1205	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2235
龍野土木事務所 管理課	〒679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	0791-63-5207
豊岡土木事務所 管理課	〒668-0025	豊岡市幸町 7 番 11 号	0796-26-3742
新温泉土木事務所 管理課	〒669-6701	美方郡新温泉町芦屋 522-4	0796-82-5680
養父土木事務所 管理課	〒667-0022	養父市八鹿町下網場 320	079-662-2173
但馬空港管理事務所 管理課	〒668-0081	豊岡市岩井字河谷 1598-34	0796-26-1500
丹波土木事務所 管理課	〒669-3309	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3835
洲本土木事務所 管理第一課	〒656-0021	洲本市塩屋 2 丁目 4-5	0799-26-3227
兵庫県道路公社 総務部業務管理課	〒650-0011	神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号	078-232-9633
奈良県			
奈良県 土木部道路管理課道路管理係	〒630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-7499
和歌山県			
伊都振興局 建設部用地・管理課	〒648-8541	橋本市市脇 4 丁目 5-8	0736-33-4934
那賀振興局 建設部用地・管理課	〒649-6223	岩出市高塚 209	0736-61-0044
海草振興局 建設部管理課	〒640-8287	和歌山市築港 1 丁目 14-2	073-423-5952
有田振興局 建設部用地・管理課	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1284
日高振興局 建設部用地・管理課	〒644-0011	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2931
西牟婁振興局 建設部用地・管理課	〒646-8580	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7949
東牟婁振興局 串本建設部総務管理課	〒649-3503	東牟婁郡串本町串本 2491	0735-62-0755
東牟婁振興局 新宮建設部用地・管理課	〒647-8551	新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8	0735-21-9654
京都市			
京都市 建設局土木管理部道路明示課	〒604-8571	京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町 488	075-222-3566
大阪市			
大阪市 建設局道路部調整課	〒559-0034	大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 ATCビル ITM 棟 6 階	06-6615-6675
堺市			
堺市 建設局土木部路政課路政係	〒590-0078	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号	072-228-7417
神戸市			
神戸市 建設局道路部管理課道路台帳係	〒650-8570	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-322-5384

中国

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取県			
鳥取県土整備事務所 維持管理課	〒680-0061	鳥取市立川町 6 丁目 176 鳥取県東部庁舎内	0857-20-3641
八頭総合事務所県土整備局 維持管理課	〒680-0461	八頭郡八頭町郡家 100 鳥取県八頭庁舎内	0858-72-3857
中部総合事務所県土整備局 維持管理課	〒682-0802	倉吉市東蔵城町 2 中部総合事務所内	0858-23-3217
西部総合事務所県土整備局 維持管理課	〒683-0054	米子市柁町 1 丁目 160 西部総合事務所内	0859-31-9711
日野総合事務所県土整備局 維持管理課	〒689-4503	日野郡日野町根雨 140-1 日野振興センター内	0859-72-2046
島根県			
松江県土整備事務所 維持管理部管理課管理第二係	〒690-0011	松江市東津田町 1741-1	0852-32-5694
松江県土整備事務所広瀬土木事業所 管理課	〒692-0401	安来市広瀬町石原 357-1	0854-32-4155
雲南県土整備事務所 維持管理部管理課管理第二係	〒699-1396	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9619

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
島根県			
雲南県土整備事務所仁多土木事業所 維持管理課	〒699-1511	仁多郡奥出雲町三成 555-4	0854-54-1235
出雲県土整備事務所 維持管理部管理第二課	〒693-8511	出雲市大津町 1139	0853-30-5715
県央県土整備事務所大田事業所 管理課	〒694-0064	大田市大田町大田イ 1-3	0854-84-9738
県央県土整備事務所 維持管理部管理課	〒696-8510	邑智郡川本町川本 265-3	0855-72-9618
浜田県土整備事務所 維持管理部管理課	〒697-0041	浜田市片庭町 254	0855-29-5648
益田県土整備事務所 維持管理部管理第一課	〒698-0007	益田市昭和町 13 番 1 号	0856-31-9644
益田県土整備事務所津和野土木事業所 管理課	〒699-5611	鹿足郡津和野町町田イ 244-2	0856-72-0511
隠岐支庁県土整備局 維持管理部管理課	〒685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-3735
隠岐支庁県土整備局 島前事業部業務課	〒684-0302	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17	08514-7-9111
岡山県			
備前県民局 建設部管理課	〒700-0817	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9835
備前県民局 建設部東備地域管理課	〒709-0492	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5170
備中県民局 建設部管理課	〒710-8530	倉敷市羽島 1083	086-434-7063
備中県民局 建設部井笠地域管理課	〒714-8502	笠岡市六番町 2-5	865-69-1634
備中県民局 建設部高梁地域管理課	〒716-8585	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2854
備中県民局 建設部新見地域管理課	〒718-8550	新見市高尾 2400	0867-72-9170
美作県民局 建設部真庭地域管理課	〒717-8501	真庭市勝山 591	0867-44-7567
美作県民局 建設部管理課	〒708-8506	津山市山下 53	0868-23-1437
美作県民局 建設部勝英地域管理課 管理班	〒707-8585	美作市入田 291-2	0868-73-4061
広島県			
西部建設事務所 管理課	〒732-0816	広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8150
西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	〒738-0005	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部建設事務所呉支所 管理課	〒737-0811	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課	〒731-3501	山県郡安芸太田町大字加計 3087	0826-22-0545
西部建設事務所東広島支所 管理課	〒739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部建設事務所三原支所 管理課	〒723-0015	三原市門一町 2-4-1	0848-64-4263
東部建設事務所 管理課	〒720-8511	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
北部建設事務所 管理課	〒728-0013	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
北部建設事務所庄原支所 管理用地課	〒727-0011	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
広島県道路公社 道路部維持管理課	〒730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	082-504-7533
山口県			
岩国土木建築事務所 維持管理課	〒740-0016	岩国市三笠町 1 丁目 1 番 1 号	0827-29-1541
柳井土木建築事務所 維持管理課	〒742-0031	柳井市南町 3 丁目 9-3	0820-22-0422
周南土木建築事務所 維持管理課	〒745-0004	周南市毛利町 2 丁目 38	0834-33-6471
防府土木建築事務所 維持管理課	〒747-0801	防府市駅南町 13-40	0835-22-3487
防府土木建築事務所山口支所 維持管理課	〒753-0064	山口市神田町 6-10	083-922-1070
宇部土木建築事務所 維持管理課	〒755-0033	宇部市琴芝町 1 丁目 1-50	0836-21-7127
宇部土木建築事務所美祢支所 維持管理課	〒759-2212	美祢市大嶺町東分沖田 3449-5	0837-52-1106
下関土木建築事務所 維持管理課	〒751-0823	下関市貴船町 3 丁目 2-1	083-223-7102
長門土木建築事務所 維持管理課	〒759-4101	長門市東深川 1875-1	0837-22-2920
萩土木建築事務所 維持管理課	〒758-0041	萩市江向河添沖田 531-1	0838-22-0043
広島市			
広島市 道路交通局 道路管理課 管理係	〒730-8586	広島市中区国泰寺町 1 丁目 6 番 34 号	082-504-2348
岡山市			
岡山市 都市整備局道路部道路港湾管理課	〒700-8544	岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号	086-803-1415

四国

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
徳島県			
徳島県 道路整備課	〒770-8570	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	088-621-2547



受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
香川県			
香川県 土木部道路課	〒760-8570	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3531
長尾土木事務所 総務課	〒769-2301	さぬき市長尾町1538-1	0879-52-2585
小豆総合事務所 用地管理課	〒761-4121	小豆郡土庄町測崎甲2079-5	0879-62-1334
高松土木事務所 管理課	〒761-8076	高松市多肥上町1251-1	087-889-8902
中讃土木事務所 管理課	〒762-0011	坂出市江尻町1355	0877-46-7469
西讃土木事務所 総務課	〒768-0067	観音寺市坂本町7丁目3番18号	0875-25-5261
愛媛県			
東予地方局建設部管理課	〒793-0042	西条市喜多川796番地1	0897-55-4710
中予地方局建設部管理課	〒790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8770
南予地方局建設部管理課	〒798-8511	宇和島市天神町7番地1号	0895-22-4832
高知県			
高知県 土木部道路課	〒780-8570	高知市丸の内1-2-20	088-823-9827

九州

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
福岡県			
福岡県土整備事務所 管理課管理一係	〒812-0053	福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎	092-641-1196
福岡県土整備事務所前原支所 庶務課	〒819-1112	糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	092-322-2961
久留米県土整備事務所 用地課管理係	〒839-0865	久留米市新合川1-7-27	0942-44-5505
南筑後県土整備事務所 用地課管理係	〒836-0034	大牟田市小浜町24番1号 大牟田総合庁舎	0944-41-5113
南筑後県土整備事務所柳川支所 庶務課	〒832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	0944-72-4155
直方県土整備事務所 用地課管理係	〒822-0025	直方市日吉町9-10 直方総合庁舎	0949-22-5617
京築県土整備事務所 用地課管理係	〒828-0021	豊前市大字八屋2007-1 豊前総合庁舎	0979-82-3351
京築県土整備事務所行橋支所 庶務課	〒824-0005	行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎	0930-23-1746
朝倉県土整備事務所 用地課管理係	〒838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-4181
八女県土整備事務所 用地課管理係	〒834-0063	八女市本村25番地 八女総合庁舎	0943-22-6984
北九州県土整備事務所 用地課管理係	〒807-0831	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-691-2764
北九州県土整備事務所宗像支所 庶務課	〒811-3436	宗像市東郷1丁目2番1号 宗像総合庁舎	0940-36-2005
田川県土整備事務所 用地課管理係	〒825-0002	田川市大字伊田4543-1	0947-42-9112
飯塚県土整備事務所 用地課管理係	〒820-0004	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4934
那珂県土整備事務所 用地課管理係	〒816-0943	大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	092-513-5563
佐賀県			
佐賀土木事務所 管理課河川・建設担当	〒840-0854	佐賀市八戸2丁目2番67号	0952-24-4346
神埼土木事務所 管理課管理担当	〒842-0007	神埼市神埼町鶴3542	0952-52-7660
鳥栖土木事務所 管理課管理担当	〒841-0051	鳥栖市元町1234-1	0942-83-4176
唐津土木事務所 管理課管理担当	〒847-0861	唐津市二夕子3丁目1番5号	0955-73-2863
伊万里土木事務所 管理課管理担当	〒848-0041	伊万里市新天町122番地4	0955-23-4152
武雄土木事務所 総務管理課管理担当	〒843-0023	武雄市武雄町大字昭和265	0954-22-4184
鹿島土木事務所 管理課管理担当	〒849-1311	鹿島市大字高津原3400	0954-63-3221
佐賀県道路公社 維持管理課	〒840-0041	佐賀市城内1丁目6-5	0952-25-2050
長崎県			
長崎振興局 管理課管理班	〒852-8134	長崎市大橋町11-1	095-844-2181
県央振興局 管理課管理班	〒854-0071	諫早市永昌東町25-8	0957-24-5007
県北振興局 建設部建設管理課建設総務班	〒857-8502	佐世保市木場田町3-25	0956-24-1419
島原振興局 建設部管理課管理班	〒855-8501	島原市城内1-1205	0957-63-0612

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
長崎県			
五島振興局 建設部管理・用地課管理班	〒853-8502	五島市福江町 7-1	0959-72-2734
五島振興局上五島支所 建設部管理・用地課管理・用地班	〒857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 578-2	0959-42-1141
壱岐振興局 建設部管理・用地課管理・用地班	〒811-5215	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	0920-47-1127
対馬振興局 建設部管理課管理班	〒817-8520	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0398
長崎県道路公社 技術部	〒850-0035	長崎市元船町 17-1 長崎県大波止ビル 5F	095-823-2600
熊本県			
宇城地域振興局 土木部維持管理調整課	〒869-0532	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-2110
玉名地域振興局 土木部維持管理調整課	〒865-0016	玉名市岩崎 1004-1	0968-74-2143
鹿本地域振興局 土木部維持管理調整課	〒861-0594	山鹿市山鹿 1026-3	0968-44-5152
県北広域本部 土木部維持管理課	〒861-1331	菊池市隈府 1272-10	0968-25-2167
阿蘇地域振興局 土木部維持管理調整課	〒869-2612	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-22-1118
上益城地域振興局 土木部維持管理調整課	〒861-3512	上益城郡山都町大字下馬尾 265	0967-72-1109
県南広域本部 土木部維持管理課	〒866-8555	八代市西片町 1660	0965-33-4166
芦北地域振興局 土木部維持管理調整課	〒869-5461	葦北郡芦北町大字芦北 2670	0966-82-2530
球磨地域振興局 土木部維持管理調整課	〒868-8503	人吉市西間下町 86-1	0966-24-4119
天草広域本部 土木部維持管理課	〒863-0013	天草市今釜新町 3530	0969-22-4672
大分県			
豊後高田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-0621	豊後高田市是永町 39 豊後高田総合庁舎内	0978-22-2285
国東土木事務所 管理・保全課 管理班	〒873-0504	国東市国東町安国寺 786-1 国東総合庁舎内	0978-72-1321
別府土木事務所 管理課 管理班	〒874-0840	別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-0211
大分土木事務所 管理課 管理班	〒870-0905	大分市向原西 1-4-2	097-558-2141
臼杵土木事務所 管理・保全課 管理班	〒875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254 臼杵総合庁舎内	0972-63-4136
佐伯土木事務所 管理・保全課 管理班	〒876-0813	佐伯市長島町 1-2-1 佐伯総合庁舎内	0972-22-3171
豊後大野土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-7131	豊後大野市三重町市場 1123 豊後大野総合庁舎内	0974-22-1056
竹田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒878-0013	竹田市大字竹田字山手 1501-2 竹田総合庁舎内	0974-63-2108
玖珠土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-4413	玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1 玖珠総合庁舎内	0973-72-1152
日田土木事務所 管理・保全課 管理班	〒877-0004	日田市城町 1-1-10	0973-23-2141
中津土木事務所 管理・保全課 管理班	〒871-0024	中津市中央町 1-5-16 中津総合庁舎内	0979-22-2110
宇佐土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-0454	宇佐市大字法鏡寺 235-1 宇佐総合庁舎内	0978-32-1300
宮崎県			
宮崎土木事務所 用地課管理担当	〒880-0805	宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7285
日南土木事務所 総務課管理担当	〒887-0031	日南市戸高 1-12-1	0987-23-4661
串間土木事務所 総務課管理担当	〒888-0001	串間市大字西方 8970	0987-72-0134
都城土木事務所 用地課管理担当	〒885-0024	都城市北原町 24-21	0986-23-4512
小林土木事務所 総務課管理担当	〒886-0004	小林市大字細野 367-2	0984-23-5165
高岡土木事務所 総務課管理担当	〒880-2221	宮崎市高岡町大字内山 3100	0985-82-1155
西都土木事務所 総務課管理担当	〒881-0005	西都市大字三宅字下鶴 9451	0983-43-2221
高鍋土木事務所 総務課管理担当	〒884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三 3870-1	0983-23-0001
日向土木事務所 用地課管理担当	〒883-0046	日向市中町 2-14	0982-52-4171
延岡土木事務所 用地課管理担当	〒882-0872	延岡市愛宕町 2-15	0982-21-6143
西臼杵支庁 土木課管理担当	〒882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井 22	0982-72-3191
宮崎県道路公社 道路業務課	〒880-0805	宮崎市橘通東 2-7-18	0985-25-1588



受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島県			
鹿児島地域振興局 建設部建設総務課管理第二係	〒892-8520	鹿児島市小川町 3-56	099-805-7308
南薩地域振興局 建設部建設総務課管理係	〒897-0031	南さつま市加世田東本町 8-13	0993-52-1373
北薩地域振興局 建設部建設総務課管理係	〒895-8505	薩摩川内市神田町 1-22	0996-25-5548
北薩地域振興局 建設部甌島支所	〒896-1201	薩摩川内市上甌町中甌 485-3	09969-2-0062
始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課管理係	〒899-5212	始良市加治木町諏訪町 12	0995-63-8351
大隅地域振興局 建設部建設総務課管理第一係	〒893-0011	鹿屋市打馬 2 丁目 16-6	0994-52-2175
熊本支庁 建設部建設課用地管理係	〒891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-1136
熊本支庁 屋久島事務所総務課用地管理係	〒891-4311	熊本郡屋久島町安房 650	0997-46-2211
大島支庁 建設部建設課管理係	〒894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7332
大島支庁 瀬戸内事務所総務課用地管理係	〒894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	0997-72-2111
大島支庁 喜界事務所総務係	〒891-6201	大島郡喜界町赤連 2901-14	0997-65-2091
大島支庁 徳之島事務所総務課用地管理係	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津 7216	0997-82-1333
大島支庁 沖永良部事務所総務福祉課用地管理係	〒891-9111	大島郡和泊町手々知名 134-1	0997-92-1632
鹿児島県道路公社 管理課	〒891-0104	鹿児島市山田町 2987	099-275-3111
北九州市			
北九州市 建設局総務部管理課	〒803-8501	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号	093-582-2271
福岡市			
福岡市 道路下水道局管理部道路維持課審査係	〒810-8620	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号	092-711-4488

沖縄

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
沖縄県			
北部土木事務所 維持管理班	〒905-0015	名護市大南 1-13-11 北部合同庁舎	0980-53-1787
中部土木事務所 維持管理班	〒904-2155	沖縄市美原 1-6-34 中部合同庁舎 3 階	098-894-6512
南部土木事務所 維持管理班	〒900-0029	那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 7 階	098-867-2941
宮古土木事務所 維持管理班	〒906-0012	宮古島市平良西里 1125 宮古合同庁舎 3 階	0980-72-2769
八重山土木事務所 維持管理班	〒907-0002	石垣市字真栄里 438-1 八重山合同庁舎 3 階	0980-82-2217

(参考) 問合せ窓口 (申請書類作成等)

特殊車両通行許可申請に関して不明な点が発生した場合は下記までお問合せ下さい。なお、よくあるお問合せ内容を次ページに記載のある Q&A にまとめていますので、事前に確認をお願いします。

□特殊車両通行許可制度に関して《申請手続、制度に関するご質問》

最寄りの申請・問合せ窓口 (71~83 ページ参照) へお問合せ下さい。

□オンライン申請システムに関して《使用環境、操作方法に関するご質問》

関東地方整備局 Web サイトの操作マニュアルや Q&A (よくあるお問合せ) をご覧下さい。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

URL:<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

なお、これらに記載されていない事項に関しては、特殊車両運用事務局へお問合せ下さい。

特殊車両運用事務局 問合せ窓口

TEL 048-601-3223

メール ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

□オフライン用プログラムに関して《使用環境、操作方法に関するご質問》

各システムの操作マニュアルや Q&A (よくあるお問合せ) をご覧下さい。

なお、これらに記載されていない事項に関しては、上記特殊車両運用事務局へお問合せ下さい。



(参考) Q & A (よくあるお問合せ)

- Q1. 申請書不備として差し戻しになることが多いのですが。
- A1. 次の点が不備になることが多い内容なのでご確認をお願いします。
- 目的地に到達していない経路になっている。
 - 申請書に記載する車両諸元が、包括申請する際の合成車両の諸元ではないものを記載している。
 - 作業機が車両からはみ出た場合でもトラクタの車両諸元を記載している（※この場合は、作業機を含めた諸元を記載する必要がある）。
 - 車両諸元の入力値に誤りがある（車両寸法、重量等）。
- Q2. オンライン申請に当たり、オンラインの地図上で通行経路の全部又は一部の道路を選択できない場合の申請方法はどうすれば良いのですか。
- A2. オンラインの地図上で選択できる道路は、道路情報が電子化された道路等に限られるため、農耕トラクタが主として通行する市町村道は道路情報が電子化されておらず、通行経路として選択できない場合があります。
この場合、地図に手書きで通行経路を記入した簡略化した経路図で申請してください（P30・46を参照）。
- Q3. オンライン申請に当たり、オンラインの地図上で選択できる通行経路の路線名がわからない場合、問合せは何処にすれば良いですか。
- A3. 特車 PR サイトに「路線名等について」のアイコンがあります。クリックすると全国の「路線名等についての問合せ先一覧」が確認できますので、ご利用下さい。
【問合せ先一覧】URL：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
- Q4. オンライン申請に当たり、申請内容の誤りはどうすれば確認できますか。
- A4. 特車 PR サイトに「作成したデータを算定する 提出前にご確認ください」のアイコンがあります。申請書の作成が終了したら、この簡易算定機能を利用することで、申請内容の誤り、通行条件、通行不可、個別審査箇所の確認ができます。
【簡易算定機能】URL：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

(参考) 道路交通情報の確認

17 ページに記載した出発前の道路状況は、以下に記載する（公財）日本道路交通情報センターの電話番号にて確認できます。

全国共通ダイヤル：050-3369-6666

全国高速ダイヤル：050-3369-6700

携帯短縮ダイヤル（携帯電話・PHS 専用）：#8011

■北海道地方

北海道地方・札幌方面情報 050-3369-6601
北海道地方高速情報 050-3369-6760
函館方面情報 050-3369-6651
旭川方面情報 050-3369-6652
釧路方面情報 050-3369-6653
北見方面情報 050-3369-6654

■東北地方

東北地方・宮城情報 050-3369-6604
東北地方高速情報 050-3369-6761
青森情報 050-3369-6602
岩手情報 050-3369-6603
秋田情報 050-3369-6605
山形情報 050-3369-6606
福島情報 050-3369-6607

■関東甲信越地方

全国・関東甲信越情報 050-3369-6600
東北・常磐・関越道・東関東・
京葉道路・アクアライン情報 050-3369-6762
東名高速情報 050-3369-6763
中央・長野道情報 050-3369-6764
新潟地方高速情報 050-3369-6765
首都高速情報 050-3369-6655
茨城情報 050-3369-6608
栃木情報 050-3369-6609
群馬情報 050-3369-6610
埼玉情報 050-3369-6611
千葉情報 050-3369-6612

■中部地方

中部地方・愛知情報 050-3369-6623
東海地方高速情報 050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報 050-3369-6767
名古屋高速情報 050-3369-6677
富山情報 050-3369-6616
石川情報 050-3369-6617
福井情報 050-3369-6618
岐阜情報 050-3369-6621

静岡情報 050-3369-6622

三重情報 050-3369-6624

■近畿地方

近畿地方・大阪情報 050-3369-6627
近畿地方高速情報 050-3369-6768
阪神高速情報 06-6538-0777
滋賀情報 050-3369-6625
京都情報 050-3369-6626
兵庫情報 050-3369-6628
奈良情報 050-3369-6629
和歌山情報 050-3369-6630

■中国・四国地方

中国地方・広島情報 050-3369-6634
中国地方高速情報 050-3369-6769
鳥取情報 050-3369-6631
島根情報 050-3369-6632
岡山情報 050-3369-6633
山口情報 050-3369-6635
四国地方・香川情報 050-3369-6637
四国地方高速情報 050-3369-6770
神戸淡路鳴門道・瀬戸中
央道・西瀬戸道情報 050-3369-6772
徳島情報 050-3369-6636
愛媛情報 050-3369-6638
高知情報 050-3369-6639

■九州・沖縄地方

九州地方・福岡情報 050-3369-6640
九州地方高速情報 050-3369-6771
福岡都市高速情報 050-3369-6680
北九州都市高速情報 050-3369-6688
佐賀情報 050-3369-6641
長崎情報 050-3369-6642
熊本情報 050-3369-6643
大分情報 050-3369-6644
宮崎情報 050-3369-6645
鹿児島情報 050-3369-6646
沖縄情報 050-3369-6647



出発前の道路状況は、以下に記載する（公財）日本道路交通情報センターの Web サイトにて確認できます。

【道路交通情報 Now!!】

URL : <https://www.jartic.or.jp> (InternetExplorer は未対応)

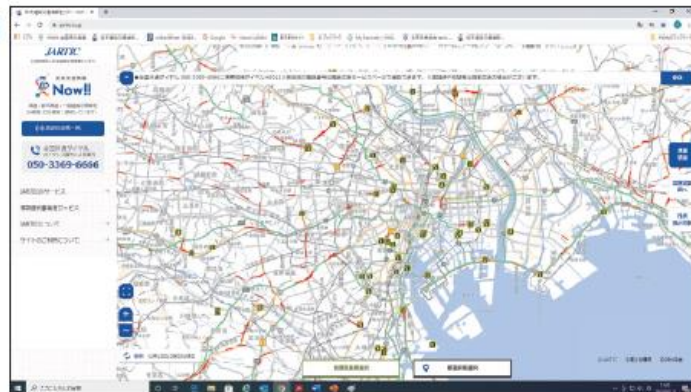
画面トップ



24 時間・5 分更新で提供（無料）

- ・渋滞情報(高速/都市高/一般道)
- ・事象規制情報(高速/都市高/一般道)
- ・旅行時間情報(高速/都市高/一般道)
- ・工事行事予定情報(高速/都市高/一般道)
- ・道路画像情報(高速/一般道)
- ・入口出口閉鎖情報(都市高)
- ・冬期閉鎖情報(一般道)
- ・SA/PA情報(高速)

デジタル地図情報



工事行事予定情報 (高速/都市高)

道路種別	道路名称	工事種別	工事種別	工事種別	工事種別
高速	東名高速道路	工事種別	工事種別	工事種別	工事種別
都市高	首都圏道路	工事種別	工事種別	工事種別	工事種別
一般道	一般道	工事種別	工事種別	工事種別	工事種別

文字情報



2022年3月 発行



国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3